

議 事 日 程 第 2 号

平成26年2月27日(木) 午前10時開議

日程第1 代表質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員(23名)

1番	木村芳浩	議員	2番	相田克平	議員
3番	高橋嘉門	議員	4番	佐藤弘司	議員
5番	山田富佐子	議員	6番	山村明	議員
7番	鈴木章郎	議員	8番	高橋壽	議員
9番	白根澤澄子	議員	11番	遠藤正人	議員
12番	堤郁雄	議員	13番	工藤正雄	議員
14番	齋藤千恵子	議員	15番	島軒純一	議員
16番	海老名悟	議員	17番	渋間佳寿美	議員
18番	相田光照	議員	19番	中村圭介	議員
20番	小島卓二	議員	21番	佐藤兵	議員
22番	高橋義和	議員	23番	小久保広信	議員
24番	我妻徳雄	議員			

欠席議員(1名)

10番 佐藤忠次 議員

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	茅 田 美佐雄	建 設 部 長	加 藤 吉 宏
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	細 谷 圭 一	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 事 務 局 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 委 員 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会 委 員 長	小 林 栄
選挙管理委員会 事 務 局 長	生 田 英 紀	代表監査委員	大 澤 悦 範
監 査 委 員 事 務 局 長	遠 藤 誠 司		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	近 野 長 美	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議 事 調 査 係 長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	我 妻 政 仁

午前10時00分 開 議

- 島軒純一議長 おはようございます。
ただいまの出席議員23名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第2号により進めます。

日程第1 代表質問

- 島軒純一議長 日程第1、代表質問を行います。
順次発言を許可します。
一新会代表、16番海老名悟議員。
〔16番海老名 悟議員登壇〕（拍手）

- 16番（海老名 悟議員） おはようございます。

私、一新会代表の海老名悟です。この3月定例会におきまして会派を代表して質問をいたします。

一昨日米沢市議会3月定例会が招集されたわけですが、恒例となりました第36回の「きもの議会」が行われたわけです。私も年に一度はその「きもの議会」において着物に袖を通すわけなんです。やはり着物を着ますと身が引き締まる思いがするということがありました。そこで、せっかく出した着物を一度でしまってしまうのはちょっともったいないなというところもありましたものですから、きょう改めて何とかみずから着まして、この場に臨ませていただくことにいたしました。気合いを入れて質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

さて、私たち一新会は、工藤正雄、島軒純一、洪間佳寿美、齋藤千恵子、相田光照、中村圭介、そして私の7名で構成しております。平成19年4月の会派発足当時から「持続可能な米沢市」を目指して、常に市民の安全・安心と生活の向上を目指して活動をしてまいりました。

そして、このたびの代表質問をする上でも、会派のメンバーと綿密に議論を重ねた結果、「持続可能な米沢市」を目指すためには、「将来への予防」が重要であるということに至りました。「予防」といいますと、病気や災害に対するものが一般的な捉え方ですが、行政運営においても重要なことだと思います。

そこで、今回の質問のテーマを「将来への予防」として、1. 教育行政のあり方、2. 本市の医療と介護、3. 本市の財政と産業振興、この3項目について、市長・当局と教育委員会の見解をただしていきたいと思っております。多岐にわたる分野で質問をすることになったため、聞き取りの際には大変多くの部署から来ていただき、これは御答弁されるほうも大変だろうなと思いましたが、なおよろしく願いいたします。

この2月7日に開幕をいたしましたソチオリンピックでも17日間に及ぶ熱戦が繰り広げられ、去る23日に閉幕しました。

多くの日本人選手の活躍が伝えられる中、特に感動を呼んだのは葛西紀明選手のジャンプラージヒル個人銀メダル、団体銅メダルの獲得ではなかったでしょうか。

10歳でジャンプを始めて以来31年の長きにわたり競技を続け、41歳にして7度目のオリンピックで2つのメダルを勝ち取った葛西選手は、多くの人たちに感動と勇気を与えてくれました。とりわけ「おじさん」と呼ばれる私たちのような世代には、レベルは違うにせよ、もうひと踏ん張り頑張ろうという気にさせられたものであります。

その葛西選手は、小学校の卒業文集でオリンピックの選手になりたいということを書いていたそうですが、小学校の卒業文集といえば、サッカーの本田圭佑選手も、セリエAで10番をつけてプレーすると書いていたことが話題になりました。

この2人に共通するのは、小学校時代の夢と希

望を諦めずに努力してきたことだと思いますが、見方を変えれば、小学生のような幼いときに抱く夢と希望が大事だと言えるのではないのでしょうか。そんな大事な時期を過ごす小学校や、多感な時期を過ごす中学校が、子供たちにとって充実したものになるようにしなくてはなりません。

そこで、小中学校教育を所管する教育委員会に対し、1項目めの質問となる本市の教育行政のあり方についてお尋ねします。

まず初めは、教育委員会改革についてであります。

昨年12月に中央教育審議会は、文部科学大臣に対し教育委員会制度改革に関する答申を行いました。この答申では、教育行政の決定権限を持つ執行機関を、教育委員会から自治体の首長に移すことが柱となっており、教育委員会は首長の方針などを審議する「特別な附属機関」に改めるというものでした。

さらにその修正案では、首長を補佐したりチェックしたりする総合教育施策会議を新たに設け、首長や議長、新教育長、教育委員、有識者で構成する同会議のトップを首長とし、教育長は委員長を兼務するという内容になりました。

今月13日には政府と自民党が教育委員会制度改革の修正案について大筋合意したことから、与党内で最終合意ができ次第、この地方教育行政法改正案を今国会に提出する方針のようです。

これらの動きについては、米沢市教育委員会でも当然把握されておられると思いますが、この教育委員会制度改革に対する本市教育委員会の見解はどのようなものかお答えください。

このたびの改革案が考えられた背景には、2011年10月に起こった大津市の中学生がいじめによって自殺するという痛ましい出来事があり、その後の学校や教育委員会の対応が二転三転した事態に対する厳しい世論がありました。

そこには、最終的な責任者は誰なのか、教育長

なのか、教育委員長なのか、はたまた市長なのかという点が欠けていたのです。ここから、教育委員会の「責任と権限の明確化」という観点で改革案が考えられたわけです。

それでは、米沢市教育委員会が考える責任と権限はどのようなものなのかお答えください。

続きまして、教育委員会と学校現場の連携についてお尋ねします。

従来からある教育行政の流れは、文部科学省の初等中等教育局を頂点に都道府県教育委員会があり、次に市町村教育委員会、そして学校というあたかもピラミッド型で行政指導が行われているように捉えられる節があります。これでは、教育の現場である学校は、上からの指示を受け管理される存在ということになりかねません。

先ほども触れたいじめによる痛ましい出来事は、年明け早々に県内でも起こってしまいました。その際にも、事故直後の学校側の発表内容が後日実施されたアンケート調査を受けて変わると、当初論調をともにしていた教育委員会から一転して叱責ともとれるような指導を受けていたように、私は捉えました。

ここに、いみじくも教育委員会と学校の上下関係を見てしまったように感じたのは、私だけではないと思います。米沢市ではこのような関係にはなっていないとは思いますが、本市の教育委員会が現場を把握しているのか、学校とどのように連携しているのかお答えください。

1項目めの最後は、学校再編の意義と今後の動向についてお尋ねします。

現在本市においては、第二中学校、第五中学校、南原中学校の3校を一つにし、新しい中学校をつくる計画が進んでいます。各地区で保護者を初め多くの地元の方々の意見を聞き取りながらの作業は大変だと思いますが、何事も最初が肝心ですのでしっかりやっていただきたいものです。

新しい学校をどこに建てるのか、通学手段はど

うするのかなどなど、決めていかななくてはならないことはたくさんあります。しかし、そもそもなぜこのような学校再編をしなくてはならないのか、その再編にはどのような意義があるのか、これこそが肝心なところではないでしょうか。

近隣市町では既に中学校の再編が行われており、その状況はこちらにも伝わってきているため、何となくしなくてはいけないものなんだろうなというような感覚は、市民の皆さんもお持ちかもしれません。しかし、今後さらに進められるであろう学校再編を考えれば、その根源ともいえるべき再編の意義を明確にしておく必要があるはずです。

そこで、今進められている学校再編の意義と今後の動向についてお答えください。

次に、2つ目の項目である本市の医療と介護についてお尋ねします。

まず初めに、本市の高齢化と少子化についてですが、昨年9月に総務省が発表した推計人口によりますと、国内の65歳以上の人口が3,186万人となり、総人口に占める割合が25%と過去最高を更新し、4人に1人が高齢者となったそうです。将来推計人口からすると、高齢者人口は今から28年後の2042年にピークを迎え、その後減少に転じるようですが、総人口が長期的に減少する中で高齢者人口が増加していくことから、高齢化率は35%を超える「超」超高齢化社会となることが想定されています。加えて2025年には、75歳以上の高齢者が2,178万人まで増加し全人口に占める割合が18%を超え、5人に1人近くまで上昇すると見込まれています。

このような日本の高齢化スピードは世界に類を見ない速さであり、人類が経験したことのない領域に達するものと思われます。日本人の平均寿命が男性で78歳を超え、女性が85歳を超える状況において、果たして65歳が高齢者なのかという疑問はあるにせよ、この推移は推測の域を

超えた事実として捉えたほうが良いというのが実態のようです。しかも、ここには少子化という現実も並行していることが、問題をより複雑にしています。しかし、この問題を先送りしていくわけにはいきません。物すごい速さで進行している高齢化ととまらない少子化という現実から、目をそらすわけにはいかないのです。

そこで、本市の高齢化と少子化について、その高齢化率や出生数などの現状についてお答えください。また、今後本市においてもさらに進む高齢化と少子化にどのように対応していこうとしているのかについても、あわせてお答えください。

次に、本市の医療・介護分野の予防事業についてお尋ねします。

先ほども触れましたが、2025年に75歳以上の高齢者が18%を超えるとどのような問題が生じてくるのか。それは、65歳から74歳までの前期高齢者の要介護認定率が4%なのに比べ、75歳以上の後期高齢者では29%にはね上がることから、介護を受ける側の高齢者が爆発的に増加することなのです。これは、とりもなおさず介護する側の負担が急増することにもなるわけです。介護を受ける人の数がふえれば介護サービスの給付額もふえるわけで、2013年度に9兆4,000億円までふえた給付額が、2025年には20兆円にまで膨らむ見込みになっているのです。

当然、本市においても介護関連負担は増加し、それに伴って介護保険料も引き上げを余儀なくされる事態が想定されます。このような事態に対応するには、介護を受けなくても済むようにするか、せめて介護の度合いを低く抑制するために予防事業を拡充していく必要があると思います。

また、高齢者に限らず健康を維持することは大切なことであり、病気を未然に予防することが健康維持につながると言われています。現代日本の医療は、病気になってから治す治療医学が

主流ですが、治療を受ける人がふえればこれまた医療費がふえ、保険負担もふえる悪循環に陥ってしまいます。ならば、病気になる前に予防することで、医療費と保険負担の増加を抑制できるのではないのでしょうか。

そこで、本市の医療・介護分野における予防事業がどのように行われているのか、その現状をお知らせください。また、予防事業について今後どのように行っていこうと考えているのかお答えください。

それでは、3つ目の項目である本市の財政と産業振興についてお尋ねします。

まず、本市の財政にかかわる部分になりますが、ふるさと納税と住民公募債についてお尋ねします。

ふるさと納税は2008年度に実施されてから6年目を迎え、国民への認知度も高まってきています。納税という言葉を使っていますが、実際は都道府県、市区町村に対して寄附をすると、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税、個人住民税から全額控除されるため、事業主以外のサラリーマンでも確定申告をすれば寄附金控除の対象となることから、徐々に広がってきたようです。しかし、最近はテレビや新聞でも取り上げられるほど話題に上っており、その納税額も急増しているようです。

では、なぜ話題になっているのかといえ、寄附をした特典として、寄附先の自治体から特産物などがお礼として送られてくるのですが、そのお礼の中身が豪華になってきたことが原因です。また、お礼の中身である特産物がメディアに取り上げられ、ネット上でもふるさと納税専用サイトが設けられるようになったことが、さらに拍車をかけているようです。

このような状況の中、本市のふるさと納税の現状についてお知らせください。また、その現状についてどう考えているのかお答えください。

続いて、住民公募債については、以前渋間議員からも質問を通じて提言がなされていましたが、その後市当局の住民公募債に関する見解はどうなっているかお尋ねします。

この住民公募債、正式には住民参加型市場公募地方債というのですが、ここでは略して住民公募債とします。この住民公募債は、2001年度から都道府県単位で始まり、2006年度をピークに減少傾向をたどっていますが、鶴岡市では、加茂水族館建設のために発行した「加茂水族館クラゲドリーム債」が好評のようです。第1回発行は昨年4月に3億円分でしたが、販売開始からわずか20分で完売し、第2回発行が今月に6億円分で行われ、既に500人を超える申し込みがあったそうです。これは、地元住民を中心に水族館の復活を応援したいという思いが、県内外の人にもまで喚起されたことによるものと考えられています。

県内自治体でこのような住民公募債が発行されている中で、本市は住民公募債に対してどのような見解でいるのかお答えください。

次に、本市の観光資源活用とデスティネーションキャンペーン、以後長いのでDCと略させていただきます、についてお尋ねします。

JRグループ6社と自治体、地元観光事業者が協同で実施する国内最大規模の観光誘客事業であるDCが、ことしの6月から9月にかけて山形県内で展開されることになっています。

このDCについて調べていて驚いたことは、山形県は、京都の25回、新潟県の8回に次いで3番目に多い、6回目のDCが実施されることになっていたことです。これはどういうことなのか。京都が断トツトップというのはわかりませんが、ことし4月から6月に実施される新潟県や山形県が多いのはなぜかと考えて、新潟と山形に共通するものを思い浮かべてみますと、おいしいお酒に食べ物、豊かな自然、四季がはっきり分かれていることなどなど、結構多いのであ

ります。もちろんこれらは米沢市にも多くあるものであり、既に知られているものをさらに売り出していくこともできるでしょうが、新たな観光資源を見つけて売り出すことも必要なのではないのでしょうか。

そこで、本市として今回のDCにどのように取り組んでいくお考えなのかお答えください。

次に、減反廃止を見据えた本市農業の今後についてお尋ねします。

昨年11月、政府は、1970年から40年以上続いてきた主食米の生産調整、いわゆる減反を5年後の2018年度に廃止する方針を正式決定しました。そして、2014年度からは、減反補助金を従来の10アール当たり年間1万5,000円を半額の7,500円に減らして4年間支給することにしました。

しかし、一方で主食米から飼料用米や米粉用米などの非主食米に転作した場合は、転作補助金を従来の10アール当たり年間8万円から10万5,000円に増額し、そのほかにも直接支払制度を設け、新たに10アール当たり年間最大で5,000円の補助金を支給することになっています。

このようなコメ政策の転換が行われることによって本市農業の今後にどのような影響があるのか、市当局の対応についてお答えください。

また、農業委員会として今回のコメ政策の転換についてどのような見解をお持ちなのかお答えください。

ようやく最後の質問です。それも中心市街地活性化についてであります。

これは、昨年の代表質問でも「中心市街地の将来ビジョンとランドデザインについて」と題して、市長・当局の考えをただしてまいりました。

その中で、市長は、新文化複合施設整備やまちなか歴史公園整備等の公共事業を先行させることと、民間事業の誘発を図り、新たな商業やオフィス機能の進出などによって中心市街地の活性を目指したいと答弁されていました。しか

し、今改めてこの答弁を読み返しても、あの中心市街地が本当に活性化するのか、残念ながらその文面から想像することはできません。

しかし、今年度には、まちなか歴史公園は西條天満公園としてオープンし、武者道も南側出入り口を除いて整備され、新文化複合施設もさまざまな問題を抱えながらも建設工事が始まったわけですから、もうそろそろ活性化するための具体策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

このところ、中心市街地活性化の切り札であるはずの新文化複合施設の建設に関しては、最終的に予算は一体幾らになるのか、はたまたいつ完成するのかなどなど、先行きが不安になるような話ばかりです。どうかこの辺で中心市街地活性化について、多くの不安を取り除いてくれるような方策を聞きたいものです。ということで、この活性化について市当局はどうしようとしているのかお答えください。

以上で壇上からの質問は終わりますが、何事をするにも事前の準備を怠りなくすることは、あらゆる事業を遂行する上で想定外の事象をなくす最善の方法であり、それこそが「将来への予防」だと思います。この「将来への予防」を念頭に御答弁をお願いします。

最後になりましたが、この3月をもって御退職される職員の皆様には、長年にわたり本市の行政運営に御尽力賜りましたことに心より感謝申し上げます。

例年ですと、この本会議場で御退職される方々も大勢いらっしゃるのですが、本年度は遠藤善則会計管理者と遠藤誠司監査委員事務局長のお二人と伺っております。本当にお疲れさまでございました。

これからも本市の行政運営に御協力いただきますことをお願い申し上げます、壇上からの質問とさせていただきます。

○島軒純一議長 安部市長。

[安部三十郎市長登壇]

○安部三十郎市長 ただいまの海老名悟議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、2番の本市の医療と介護について、そして3番の本市の財政と産業振興についてのうち、ふるさと納税と住民公募債について以外をお答えいたします。その他につきましては、部長よりお答えします。

まず最初に、本市の高齢化と少子化についてお答えします。

本市の高齢化の現状について申し上げますと、平成25年4月1日現在で高齢化率は26.9%であり、年々上昇している状況にあります。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、平成27年には高齢化率28.5%、その20年後の平成47年には35.1%と予想されております。高齢者の人口については、団塊の世代が75歳に達する平成37年ごろにはピークを過ぎ、その後は減少傾向になると予測されております。

次に、本市の施設入所の需要状況について申し上げます。特別養護老人ホームの入所の待機状況は、平成24年度は227人、平成25年度は232人となっています。

特別養護老人ホームの待機者対策として、施設・居住系サービスの整備を進めてきました。平成24年4月に介護老人福祉施設を新設し、60床を増設しました。また、第5期介護保険事業計画策定時のアンケートでは、「住みなれた家で暮らしたい」と回答した方が64.9%、「施設で暮らしたい」と回答された方が16.5%でありました。このことから、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住みなれた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、居住系サービスの整備として、平成24年度には、小規模多機能居宅介護を2事業所、平成25年度には、小規模多機能居宅介護を1事業所、複合型サービスを1事業所整備して、地域密着サー

ビスの充実を図ってきました。

今後の方向性及び対応につきましては、平成26年度策定予定の高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画書策定時に、日常生活圏域ごとに高齢者の健康状況や生活状況の傾向について調査する日常生活圏域ニーズ調査を行って、高齢者のニーズに合った施策を検討していきたいと考えております。

続いて、本市の介護予防事業の現状についてお答えします。

まず、活動的な元気な高齢者を対象に、生活機能の維持・向上に向けた取り組みを行う一次予防、次に、要介護状態等に陥る危険性が高い高齢者を早期発見・早期対応することにより状態を改善し、要介護状態とにならないような取り組みを行う二次予防、最後に、介護状態にある高齢者を対象に、状態の改善や重度化を予防する保険給付を三次予防としています。現在、一次予防は健康課、二次予防及び三次予防は高齢福祉課が主管し、高齢者の状態に応じた適切な事業や支援が行われるよう連携を図り実施しております。

本市では、要介護状態等にならないための水際作戦として二次予防事業を重点的に取り組んでおります。よねざわ元気塾の名称で通所による運動を中心にして実施している次第であります。対象者については、平成23年から今年度までの3年間で要介護認定を受けていない約1万8,000人の高齢者に対して、介護状態となる生活機能の低下がないかどうか、みずからの心身の状態を把握するための基本チェックリストを郵送し、返却いただいたものの回答内容から二次予防の対象者の把握を行いました。そのほか、民生委員や医療機関等の関係者からの紹介、地域包括支援センターの相談業務による対象者把握など、複数の経路によって事業対象者の把握に努めております。基本チェックリストの回収率は、ちなみに今年度80.5%となっております。一方、

提出されなかった方に対しても、地域包括支援センターで電話連絡や自宅訪問などを行って、支援が必要な方の早期発見・早期対応に努めております。

参加者の状況としては、平成23年度114人、平成24年度138人と年々増加し、平成25年度は、1月31日現在で200人となっております。参加者からは、運動機能等の特定の機能だけでなく生活機能の改善を実感することができたとの声をいただいております。参加者の増加にあわせ介護保険のデイサービス事業だけでなく、スポーツクラブや接骨院にも事業を委託し、事業実施先の拡大に努めて、参加者のニーズに合った対応をしているところです。

続いて、本市の観光資源とデスティネーションキャンペーンについてお答えします。

今回の山形デスティネーションキャンペーンは、「『日本人のこころのふるさと 美しい山形』を実感できる滞在型の旅の提案」というのを基本コンセプトとして、県民総参加と産業全参加の観光に向けた態勢づくり、山形ならではの旬の観光素材の掘り起こしと磨き上げ、宣伝広報と誘客対策の強化、県全体でのもてなしの実践と持続可能な体制づくり、以上3点を基本的な方針としております。

その中で本市の観光資源の活用についてですが、従来からの観光資源である上杉氏ゆかりの史跡、米沢八湯、米沢牛などについて魅力を整理し、さらに相互に組み合わせた旅行商品化を図ることで魅力を高めることとしております。

また、新たな観光資源として、置賜三十三観音や草木塔、万世大路などを観光素材として提供するとともに、米沢繊維協議会と連携した米織工場の見学コースを設定するなどとしております。さらに、スイッチバックなどの鉄道遺構についても素材として活用できないか検討しているところでもあります。

また、近年の旅行形態については、単独の自治

体内で完結するのではなく、より広域化している傾向があります。こうしたことから、このたびのデスティネーションキャンペーンにおいても、庄内地域と連携した旅行プランの提案なども行っているところです。

さらに昨年は、上杉博物館、上杉神社稽照殿、上杉家御廟所、宮坂考古館、東光の酒蔵の5つの施設が連携して、この施設をお得な入館料で回ることでできる共通チケット「米沢観るパス」をつくりましたが、好評につきことしも実施する予定でおります。

そのほかに、現在企画が進められている関係団体との連携した取り組みとしては、米沢麵業組合や米沢商店街連盟などと連携をしたおもてなしの取り組みも予定しているところです。

次に、震災後の観光客入り込み数の推移の分析と、このキャンペーンをどう起爆剤にしていくかについてお答えをいたします。

本市の観光客入り込み数は、天地人の放送があった平成21年度のおよそ500万人を除きますと、震災前は300万人前後で推移をしておりました。これが、東日本大震災のあった平成23年度には260万人台に減少し、平成24年度についても260万人となっております。震災前の7割から8割程度ということになります。今年度も昨年12月末現在では200万人となっておりますので、最終的な入り込み数は、前年度同程度のものになるのではないかと推測をしています。

これらの要因については、震災の影響のほか、高速バスの事故を受けた法の改正によって、首都圏から東北地方への観光バスツアーが減少していることが挙げられます。すなわち、米沢地域につきましては、これまでは観光ツアーバスは運転手が単独で運転できておりましたが、法改正によって複数の運転手によらなければ運行できなくなりましたので、コスト面からほかの地域へ移っているのではないかと推測をしています。

こうしたことから、今回のデスティネーションキャンペーンを通じて、旅行代理店の商品企画として取り上げていただくよう働きかけを積極的に行っており、新たな旅行商品が誕生し、本キャンペーンを契機に多くの観光客が本市を訪れていただくよう取り組んでいるところです。

一方で、旅行形態も団体から家族、個人、グループへと変化していることもありますので、この点を踏まえ、本市を訪れた方がまた来たくなるような、すなわちリピーターとなるようなおもてなしの取り組みも充実することで、さらなる交流人口の拡大につながるものと考えております。

そして、つけ足しをさせていただきますと、先週、秘書広報課による「ぶらり米沢里帰り」というのがありました。毎年、春夏秋冬順繰りにやっておりますが、ことしは5回目の冬編でありました。五十数人の参加者がありました。参加者の中でこういう御夫婦がありました。すなわち、奥さんが「米沢に行きたい。冬の米沢に行ってみたい」とおっしゃるので、旦那さんが特別米沢とは関係ないのですが、奥さん孝行で米沢に行ってみようというふうに来た。そして、小野川温泉に行こうとしていたら、バス停で一緒になった2人連れの女性の方がいて、同じバスで、小野川温泉の偶然にも同じ旅館に泊まった。その中で、2人の方は、「実はあした、ぶらり米沢里帰りというのに参加するために米沢にやってきた。私たちは何度も参加している。あなたたち御夫婦もいかがですか」と誘われて、どういものかよくわからなかったけれども、せっかくだから参加することにした。

市役所の担当課には実施日の前の日に電話があって、担当課が快く申し込みを受けて当日になったわけですが、その御夫婦は紅花染め体験や笹野一刀彫の絵つけ、あるいは史跡案内等に参加をして、あと交流会があったのですが、交流会の席上でコメントがありました。「非常によ

かった。全く予想していなかったものに加えてもらって非常によかった。また来たい」。

すなわち、これは2人の米沢リピーターの方が、新たな2人の米沢リピーターを生み出したということでもあります。観光客がふえていくということの一番の手法の王道は、観光客が観光客をふやしていくということでもありますので、まさしくこの先週の「ぶらり米沢里帰り」ではその現象が生まれております。わずか2人と言うなかれ、2人で2人をふやしたということは、これは倍増でありますので、この基本的な考え方、そして実践が何よりも大事だということを実感した体験でありました。準備をしてきた、そして運営した職員の努力に深く感謝をしているところです。

続いて、減反廃止を見据えた本市農業の今後についてお答えをいたします。

平成26年度から始まる新たな農業・農村政策につきましては、大きく3つの改革・見直しが行われることとなります。

1つ目は、農業経営の基盤となる農地を地域の共同管理等で維持していくための日本型直接支払の創設。2つ目は、農地を地域内で有効に利用し、担い手への集積・集約を図るための人・農地プランの作成と農地中間管理機構の創設、3つ目は、農地をフル活用し、需要に見合った米の生産と転作作物の戦略的な生産を支援していく経営所得安定対策の見直しとなっております。これらの政策はそれぞれが独立するものではなくて、農地、人、農産物生産の多岐にわたる課題について一体的な改革を進め、農業・農村の多面的機能を維持・発揮しながら、農業を足腰の強い産業にしていくことを目指すものであります。

また、減反廃止と大きく取り上げられていますが、これは今後は自由に米づくりができるようなイメージとなっておりますが、正確には5年後を目途とした生産調整の見直しであり、今後

も需要に見合った米の生産を継続しながら米価の安定を図り、飼料用米などの転作作物への手厚い支援により米と同等以上の所得を確保することで、行政による配分に頼らずとも生産者や生産団体を中心に生産調整を行っていくものです。

今後、これらの制度を最大限に活用するための本市の対応についてですが、まずは、農業経営の基盤となる農地を地域の共同管理等で維持していくための日本型直接支払の取り組み地域を助成対象地域の全域に拡大することを目標とし、地域の中で農地を維持・管理していく環境を整えていきたいと考えています。

また、それらの農地を地域内で有効に活用し担い手への集積・集約化を図るため、地域内での徹底した話し合いを進め、人・農地プランとしてまとめた上で、中間管理機構を通じた農地の貸借・売買によって集積協力金や経営転換協力金などの支援制度を積極的に活用していきたいと考えています。

このため、農業関係の機関・団体で組織される米沢地域農業再生協議会内にプロジェクトチームを設置し、各地域に専属の担当者を配置しながら、地域内での合意形成などを支援する体制の整備を図ったところです。

また、一方では、国の政策だけに依存するのではなく、野菜や果樹などの園芸作物、米沢牛を初めとする畜産を組み合わせた収益性の高い農業経営をさらに伸ばしていくほか、学校給食への供給など地産地消の拡大、6次産業化による付加価値の創出、再生可能エネルギーを活用した周年農業など、本市の特性を生かしたさまざまな取り組みを展開していくことで、多様性と持続性のある、足腰の強い農業経営を目指した農業振興に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、中心市街地活性化についてお答えをいたします。

中心市街地の活性化につきましては、人口減少、少子高齢化社会に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、バスなどの公共交通機関、道路・公園・文化施設などの公共公益施設、さらには日常生活に必要な店舗などの多様な都市機能、そして多様なサービス機能がコンパクトに集積する密度の濃い生活圏を町なか形成していくことを目指しております。

また、歴史・文化・教育のまちとして、まちの中心から歴史や文化などを発信するとともに、城下町としての風情を取り戻して本市の独自色を加えながら、その活力が市全体に波及して市民が活発に交流するまちにすることを活性化の頂点として捉え、中心市街地の活性化推進をしているところであります。

現在は、第1段階として、都市再生整備事業による新文化複合施設や西條天満公園を初めとする公共事業を先導的に実施しており、中心市街地の活性化の第一歩を踏んでいると考えております。

今後は第2段階として、民間活動を充実させるための商業を中心とする取り組みの推進、町なか居住の推進、バスなどの公共交通機関の利便性の向上、さらには道路やサインの都市基盤の高質化などの実現まで、それぞれ時間を要するものもありますが、これらのソフト事業と並行して進めていきたいと考えております。

中心市街地活性化協議会では、中心市街地のまちづくりへの市民参画と理解を深めていただくことを目的に、昨年12月に、弘前大学教育学部副学部長の北原啓司先生から「本当の中心市街地活性化、まち育てのススメ」の考え方を学ぶまちづくりフォーラムを、市民、学生、商業関係者など71名の参加をいただいて開催したところです。

現在、そのフォーラムに参加いただいた方を中心にまちづくりワーキング委員会を設置し、新文化複合施設との連携を含めたまちづくりの方

向性や仕組みづくりのためのワークショップの開催準備を行っているところです。

また、中心市街地活性化協議会としては、まちづくりワーキング委員会から出された具体的なアイデアなどについて取りまとめを行い、実現化に向けた内容となるようさらに検討を加えていくこととしており、本市としても中心市街地活性化基本計画に反映をさせて、協議会と連携を図りながら事業展開に発展させていきたいと考えております。

さらに、このワーキング委員の方がワークショップの参加で得られた成果をもとにして、まちづくりへの参画や事業をみずから実践していくことも期待いたしております。こうした取り組みを進めながら、まちづくりへの市民参加と民間投資の誘発を図り、商業者や関係団体等がより一層の相互連携を図るとともに、商業者が主体となって実施する中核的な事業が不足している状況もありますので、今後は、関係団体からの意見や先進地の事例視察なども参考にしながら、新たな事業推進に向けて検討していきたいと考えております。

また、中心市街地の活性化の新たな動きとしては、子供たちが季節を問わずに遊ぶことができる屋内施設について、現在、中心市街地の空き店舗などで子育て支援施設として活用できないか検討しているところであります。

さらには、新年度からは西條天満公園や武者道を会場としたイベントに対しての支援も検討しており、市民提案型のにぎわいづくりの後押しを行いながら、今後の中心市街地のまちづくりにつなげていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、海老名悟議員の御質問のうち教育行政のあり方について、3点についてお答えをいたします。

初めに、国の教育委員会改革の動きに関する本市教育委員会としての考え方についてお答えをいたします。

議員が述べておられるとおり、平成25年4月に、全国的に顕在化している学校におけるいじめの問題を含めて、地方教育行政に関して権限と責任の所在を明確にすることなどを目的として、国が中央教育審議会へ今後の地方教育行政のあり方について諮問し、同年12月に答申が行われたところであります。また、この答申に基づき、現在さまざまな検討や調整が行われていることも承知をしております。

議員御指摘の責任の所在につきましては、教育委員会として児童生徒を含めて市民への説明責任を果たす必要があるとの観点から、明確にしていかなければならない課題であると認識をしております。

また、これら一連の国の動きに関しましては、地方教育行政に対する国民を初め各方面の声が反映されたものと認識をしており、教育委員会として真摯に受けとめなければならないと考えております。

現在改革について検討されているわけですが、この関連法の改正等の全貌も近々明らかになるだろうというふうに思いますので、個々の内容につきましては、ここでは答弁を差し控えさせていただきます。

次に、現状の中で教育委員会の責任と権限がどこまであると考えて業務を進めているかということについてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条において、教育委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになっております。また、同法第24条において、地方公共団体の長は、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算について事務を管理し執行する権限を有しております。

一方、教育委員会の責任と権限のうち権限につ

きましては、こちら先ほど御説明しました法律と同じ法律になりますが、第23条に教育委員会の職務権限が定められておりますので、その範囲の中で業務を進めており、教育委員会の責任につきましては、まず、この職務権限に関して責任が伴うものと認識しているところであります。

また、これらのことに加えて、本市教育委員会では、学校教育、社会教育、社会体育及び文化の分野は心豊かな人間性を育む基本的なものであり、市民ニーズの多様化に柔軟に対応するとともに、確固たる方針を示すことも行政としての責務であると考えています。このため、計画の策定に際しましても、国の計画を指針としながらも、本市の独自性を念頭に置いて策定をしてきたところであります。

次に、教育委員会と学校現場の連携についてお答えをいたします。

諸法に根拠を置いて教育委員会と学校との関係を考えれば、学校を設置、管理しているのは市町村であり、市町村教育委員会が制定した管理規則等にとり学校運営がなされております。また、学校の教職員の服務監督権は市町村教育委員会が持っておりますので、教育委員会では、学校や教職員の状況をしっかり把握し、必要に応じて指導・助言することは必要なこととして行っております。

しかしながら、本市教育委員会では、学校運営の責任者は各学校の校長であり、校長を中心とした教職員の主体性や創意工夫、団結力が発揮されなければ、地域に根差した真の学校教育は成り立たないと考えております。そのようなことから、過剰な指示命令によるトップダウンでの学校管理にならないよう、校長会や各学校との連携を大切にされたボトムアップでの教育行政になるよう努めております。

現在、本市教育委員会学校教育課には、学校の教員であった者が5名、教育指導部長や指導主

事として在籍をしており、学校現場にいたときの経験を生かしながら教育行政に当たっていますが、本市では、他地区では行っていない時期から、市費で学校現場からの職員を雇用し、学校現場との連携を大切にされた教育行政を目指してきたという歴史を持っています。このようなことから、学校と委員会の連携を大切にしてきたことがおわかりいただけるものと思います。

現在、学校と市教育委員会との関係は良好にあり、報告・連絡・相談などもスムーズに行われています。例えば、児童生徒の事故やトラブルなど、さまざまな情報も随時入ってくる状況になっておりますが、そのような場合には、先ほど申し上げた指導主事を中心として、必要に応じて指導や助言を行ったり、学校を訪問しての打ち合わせや保護者との面談を行ったりと、学校運営やトラブル等の解決がスムーズに進むよう、学校と市教育委員会が二人三脚で取り組んでいる事案も多くあります。今後ともこの姿勢を貫き、米沢の子供たちが健やかに成長できるよう努めていきたいと考えております。

次に、学校再編の意義と今後の動向についてお答えをいたします。

未来を担う子供たちを取り巻く社会の環境は、国際化、高度情報化など目覚ましい発展を遂げるとともに、少子高齢化や価値観の多様化など複雑化しています。また、平成23年3月に発生しました東日本大震災では、自然の脅威を目の当たりにし、自然と共存しながら人と人が助け合って生きていくために欠かせない「心の育成」の重要性を再認識いたしました。

これからの社会を生き抜いていくために最も必要な資質は、情勢の変化に柔軟に対応できる「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」に裏打ちされた「生きる力」の育成であると考えます。

本市におきましても、「生きる力」を育む学校教育を目標に、「がってしない子ども」の育成

に向けて、創意工夫を生かした特色のある教育活動を展開しているところであり、「生きる力」を育むためには、学校の教育力を強化し、集団生活を通してお互いに学び合い高め合うとともに、さまざまな考え方や経験を持った仲間との交流を通して社会性を身につけていくことが重要となります。

このようなことから、学校の再編につきましては、学校教育が果たす役割を十分に発揮するため、適正な児童生徒数や学級数を確保し、活力ある学校づくりを進めていく中で必要となってくるものと考えております。

本市における学校の再編に関する取り組みは、昨年2月に策定しました米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画をもとに進めております。

本計画では、小学校の適正規模を学習指導・学校経営面において、よりよい教育環境を提供できる学級数が確保でき、多様な人間関係を築くことのできるクラスがえも可能となる、各学年2学級以上の12学級以上としております。さらに、学校規模がこの適正規模を下回ったとしても、関係者の努力や工夫によって規模による課題を補うことができる場合は、6学級を適正規模としているところであります。

また、中学校の適正規模につきましては、高等学校やその後へ続く社会へのステップとして集団生活への適合性を主体とするため、より多くの人とのかかわりが重要視され、教科担任制による指導の充実や多様な部活動の選択ができるという観点から、各学年4学級以上の12学級以上としています。

今後の具体的な取り組みにつきましては、中学校に関しては、市内を東西南北の4地区に分けて適正規模・適正配置を進めていきます。児童生徒数の今後の減少や校舎の改築時期等も考慮し、南地区、西地区から取り組みを始めることとしています。

現在、（仮称）南地区中学校の平成32年4月開校に向けた取り組みを行っておりますが、状況を勘案しながら（仮称）西地区中学校の取り組みも進めてまいります。東地区、北地区につきましては、次の適正規模・適正配置等基本計画の策定時に検討することとしておりますが、地域からの要望があった場合につきましては、協議を行っていきたいと考えております。

また、小学校につきましては、複式学級のある学校につきましては平成30年度をめどに地域の方と話し合いを始めていきたいと考えております。しかしながら、地域に根差した教育の重要性やコミュニティとの結びつきが中学校に比べてより強いことから、地域との調整を図りつつ慎重に進めていきたいと考えております。

教育委員会では、今後の適正規模・適正配置を推進するに当たり、子供たちが安心・安全に通学できるよう、地域に応じた通学手段の確保や、各地域で行われている行事にも継続して参加できるような体制を整えるなど、地域との連携を図りながら安心して子育てができる地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 答弁の途中でありますが、暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 開議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、ふるさと寄附金制度についてお答えをさせていただきます。

いわゆるふるさと納税は、地方で生まれ育ち、

その後都会で暮らしてその地に納税している人たちがふるさとに貢献できるよう、平成20年に創設された制度であります。

本市における実績であります。毎年50名前後の方から御寄附をいただいております。ことし1月までの6年間の累計では、延べ319件、金額にいたしまして約2,300万円となっております。

御寄附をいただいている方の状況を見ますと、半数以上の方が本市の出身者でいらっしゃいまして、心からふるさとである米沢を応援したいというお気持ちがあらわれているところであり、そのほかには、観光で本市を訪れてファンになった方、それから東日本大震災に係る避難でお世話になったお礼として御寄附をいただいたということもございます。

具体的な手続としましては、お申し込みの際に、本市で提案する用途を明示をいたしておりますが、こうした中から希望する使い道を御指定いただき、翌年にはその結果を御本人に報告するなど、できる限り寄附された方のお気持ちに沿うように活用をさせていただいております。

また、この事業においてはPRが最も重要であることから、市のホームページにわかりやすく掲載をするほか、チラシを作成して米沢駅のアスクを初め市内の公共施設に常設をするとともに、首都圏において本市の出身者が集まれる機会に配布をさせていただいたり、可能な場合には直接に御案内の文書として郵送するなど、できる限りこの制度を知っていただけるように努めているところであります。

また、新年度にはクレジットカードによる入金を可能とするよう、そのシステム導入に要する経費を新年度予算に計上しているところでありまして、さらなる利便性の向上をこの中で図っていきたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、3の(1)のうち、住民公募債についてお答えいたします。

初めに、住民公募債の制度概要と全国の発行状況について申し上げます。

住民参加型市場公募の地方債、いわゆる住民公募債であります。これは地域住民を主な対象として証券発行方式により発行される地方債であります。国の財政投融资改革を踏まえ、政府資金以外の民間等資金の調達手法の一つとして創設されたものでございます。平成14年3月に群馬県が初めて発行したものでございます。

全国における発行状況を申し上げますと、平成13年度以降、発行額、発行団体数ともに増加していき、ピーク時の平成18年度には、発行総額3,513億円、発行団体数は124団体となりました。その後減少の一途をたどっておりまして、平成24年度には、発行総額2,028億円、うち政令市を除いた市町村分では174億円でございます。次に、発行団体数については78団体、これは政令市を除いた市町村数では49団体となっております。いずれもピーク時の約6割程度に減少しております。

県内の市町村での発行状況につきましては、先ほど御指摘がありました。鶴岡市が加茂水族館改築事業に充てるため、クラゲドリーム債の名称で昨年4月に3億円を発行しております。県内市町村初の住民公募債の発行だったことから、当時、鶴岡市のほうに問い合わせをしております。その情報も踏まえてお答えいたしたいと思っております。

そこで、住民公募債のメリット及びデメリットについてであります。住民公募債のメリットといたしましては、住民が住民公募債を購入することで行政への参加意識の高揚を図ることができること、公募を通じて対象となる施設や施策、そういったもののPRを広く図ることができること、さらには、対象施設への愛着心の醸成を図ることができること、こういったことが

挙げられております。

実際に鶴岡市においても、クラゲ展示世界一の加茂水族館について、市民みんなで支えていくという市民参加の促進と全国へのPRを目的に住民公募債に取り組んだと伺っております。

一方、住民公募債のデメリットといたしましては、大きくは次の4点が考えられます。

1点目は、発行コストの問題でございます。購入者に対する利率の設定は自治体の裁量によるものではありませんが、資金調達として完売することを考慮すると、購入意欲を促す発行条件を付す必要があると考えられます。全国的に見ても、同じ年限であれば国債または全国型の市場公募債の利率に上乗せ金利を設定している銘柄が多いと思っております。事実平成25年1月から3月発行銘柄にあつては、5銘柄中、国債の金利を下回るものは1銘柄という状況であります。鶴岡市の例におきましても、国債の利回りに0.266%上乗せして利率を年0.536%と設定しております。

また、実際の募集、証券の発行、購入者への元利金支払いなどについては、引受金融機関に業務を委託することが一般的であります。したがって、これらの業務には当然に手数料が発生することになります。鶴岡市の例でも、引受募集取扱手数料、それから元金償還手数料など、手数料を引受金融機関に支払うこととなっております。金利と手数料を合計して年率換算をしますと0.7%と試算されます。この割合は、当時の財政融資資金貸し付けの金利が0.2%であることと比べても非常に高いということが言えるかと思っております。このような発行コストの問題は、発行額、団体数ともに減少している大きな一因であると考えております。

2点目は、発行事務の問題でございます。住民公募債の発行に当たっては、引受金融機関の選定、それから引き受けの条件交渉、購入対象者に向けた広報活動などにさまざまな事務が発生

することになります。民間金融機関からの証書借りに比べれば、これらの事務負担というものは非常に大きいと考えております。

3点目は、借入期間の問題でございます。借入期間の設定についても自治体の裁量によるものではありませんが、購入者の利便性を考慮すると3年ないし5年で償還されるものがほとんどと思います。平成24年度の全国実績におきましても、発行件数81件のうち、3年債が11件、5年債が69件、この2つで80件となりますが、10年債は1件という状況でありました。このため耐用年数の長い施設に係る市債につきましても、借りがえが必要になってくると、こうした対応を図る必要が出てくるといことになります。

4点目は、ペイオフの問題でございます。万一取引先の金融機関が破綻した場合には、ペイオフ制度によって一定額の預金しか保護されないこととなります。したがって、個人が住民公募債を購入することは、資金運用の一つとしてリスクを分散させる趣旨においてはペイオフ対策として有効ではございます。しかしながら、ペイオフ制度が、個人と同様に地方公共団体においても適用されます。ペイオフ制度において同一金融機関から借入金と預金があれば、それは相殺されることとなります。公金保護の観点から、証券発行方式で借入れを行うよりも取引金融機関からの証書借入れを行うことが望ましいということは、こういうことから言えると思っております。

建設事業に係る資金調達をいかに有利に進めていくかについては、財政運営上の重要事項でございます。このようなメリット、そしてデメリットを考察しますと、現時点では住民公募債を発行することは難しいものと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 伊藤農業委員会会長。

〔伊藤精司農業委員会会長登壇〕

○伊藤精司農業委員会会長 私からは、3の本市の

財政と産業振興についてのうち、(3)の減反廃止を見据えた本市農業の今後について、農業者の代表組織である農業委員会としてお答えいたします。

昨今の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や農業の担い手としての後継者不足が懸念されるどころであり、遊休農地の拡大、TPP交渉参加などの多くの課題を抱えているところに、新たな農業・農村政策の改革が打ち出されたところです。

一連の農政改革は、新時代の幕あけかもしれませんが、今、農業はさまざまな課題を抱えている中、重大な局面を迎えており、農家所得の向上、担い手の育成、農地の多面的機能の発揮などへの多くの支援が必要であると認識しております。

本市農業については、さきに述べたことと同様な状況ではありますが、自立した農業経営を営むため、稲作の経営規模を拡大する一方で園芸作物や畜産などの組み合わせによる複合経営を目指すべきだと考えております。

経営の規模の拡大では、地域の話し合いをもとに中心経営体の確保と農地の利用集積を図る「人・農地プラン」の作成と、平成26年度に創設される農地中間管理機構により、生産の効率化が図られるよう積極的に進めるべきと考えております。本市農業委員会としても、機構を活用した担い手への農地集積の推進や遊休農地の所有者などに対する利用意向調査の実施などの新たな業務に取り組んでまいりたいと考えております。

本市農業にとって、複合経営は必須の条件であると思っており、将来にわたって持続可能な農業の実現のため、豊かな自然環境に適した作物の選定や農畜産物のブランド化、多様な異業種との連携、農業後継者の確保について、本市の特性を生かしながら農家所得の向上等に努めなければならないと思っております。

特に、これらの実現のために、他産業も同様であると思いますが、農業も人づくりが重要であり、経営感覚の醸成や作物の栽培技術の取得など、時代に合った研修の場を提供するような方策が必要であると思っております。

過去には、本市の農業施策の一環として、農業後継者育成のために昭和40年代から50年代にかけて、市内先進農家での泊まり込みの研修や、長野や岩手県での1週間程度の研修などの支援を受けさせていただきました。現在本市農業を支えている60歳代の農業者の多くが参加したところです。当時の後継者にとって貴重な経験であり、広く目を開かせていただいたことや新たな知識の取得など、今後の励みになったことが思い出されます。農業もものづくりも、人づくりからです。今後の本市農業の活性化のため、市と連携しながら取り組むべき重要な視点であると考えております。

最後に、本市農業委員会では、農業者あるいは地域の代表である農業者の公的代表組織として、課題解決のため建議・要望活動を積極的に行っていくとともに、人と土地に関する活動も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 御答弁ありがとうございました。

それでは、順番に従って質問席から質問させていただきます。

まず初めに、教育行政のあり方という部分についてお答えを教育長からいただきました。

今進められている教育委員会制度の改革という部分については、確かにかなり具体的なものになってきてはいるものの、まだ施行がされていないという段階を考えれば、これに対して具体的に委員会としてどうするこうするということはお答えできないというのは、そのとおりかなというふうには思います。

ただ、その改革は、今回はかなりドラスチックなものだなというふうに感じております。そういった部分において、それが施行された暁には、現状の教育委員会制度とはかなり異なった形で進められるという可能性もあると思いますので、その辺については十分、言ってみればこれこそ「予防」だと思えるのですけれども、米沢市の教育委員会としても事前にありとあらゆる情報を集めて、それに対応できるように体制づくりをしておいていただきたいという意味でのこれは質問でありました。

それから、教育委員会と学校の現場の連携と、それから責任と権限ですよね、これがどこにあるのか云々ということでの質問だったわけなんですけれども、教育長としては、責任も権限もやはりきちんとした法律に基づいて設定をされておられる委員会ですので、当然その法律に定められた範囲内での責任と権限であるということであったというふうに私は捉えたのですけれども、そう言われればそれまでというところでは、

ただ、先ほど壇上での質問で申し上げましたけれども、その責任と権限というのが法律では定めてあるにもかかわらず、起こってはほしくない事件なんですけれども何か事件事故が起きた場合に、どうしてもそこのがどうも明確になっていないというのが、今の世の中の捉え方であり政府の捉え方だというふうなところがあると思うんです。そういった部分においては、法律の範囲内での責任と権限を全うするだけだということであれば、本当にそれまでかというところなんですけれども、実態としてやはり教育委員会の中には教育長もいらっしゃって委員長もいらっしゃる。先ほどの話のとおり、設置管理者は、設置権を持っているのは市であるというところになるわけですよ。こういったところがそれぞれになっていてというところでは、何か事が起こったときは誰がということ

になると思うんです。以前にも米沢市でさまざま教育関係に関しての問題が起きた場合には、基本的には教育長がお答えをされて、細かいところについては指導部長がされるというようなことを見てきたわけなんですけれども、いわゆるその教育長が前面に立ってという部分においては、現状は当然そうだと思うのですけれども、今後についてもそのスタンスというのは、米沢市教育委員会としては同様の立場でお考えになっておられるものでしょうか。

○島軒純一議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 今までもこれからも、管理監督責任者としての立場としては、服務監督権を持っている立場として全責任はやっぱり教育委員会、そして教育長にあるというふうな立場で今までも対応してきたと同じように、これからも対応していきたいというふうに思っています。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) その点がきちんとされているというのが、私も実は米沢市の教育委員会のいいところだなというふうに感じておったところなんです。

あと、それからもう一点なんです、その学校と現場との連携というところにおいて、先ほど教育長からは、トップダウンではだめなんだと、ボトムアップでいかななくてはならないというお話がありました。私もそういうふうに思います。そのボトムアップなんですけれども、基本的に学校の現場については、トップは校長先生だというお話でした。それらからいってみれば、教育委員会はボトムアップを受けて対応しているということだったので、このボトムアップにも、言ってみれば具体的な手法といいますか、やり方というのはどのように現在なっているものなんでしょう。

○島軒純一議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 基本的には、月例の校長会等で教育委員会からの指導・助言等があって、各校

長との意見交換を行いながら各校の様子をお伺いし、意見交流をしながら学校経営に当たっているということでは、ほかの学校のいろいろな経営をお互いに見合いながらやっていくということでは、大変勉強になっているのかなというふうに思っています。

やはり教育ですから、憲法なり教育基本法なり大きな法律を受けながらやっている。そして、市の方針等々を受けながら学校経営に当たっているということでは、皆同じような観点から学校経営に当たっているということでは、同じ歩調はこれは間違いなわけですが、そこに地域の特徴でありましたり、児童生徒の特徴でありましたり、教職員のいろいろな条件等ありますから、それを加味したそれぞれの学校経営ということで頑張ってもらっているというふうな状況であります。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 月例で校長会のほうととにかく毎月連絡をとられていると、先ほどあった報告・連絡・相談、ハウレンソウをもって学校と二人三脚でやっておられるんだということでしたので、ぜひともその学校の現場が今どのようなになっているのか、これについては、いじめであるとか不登校であるとかさまざまな問題があると思います。ただ、学校のシステムとして、教職員の数であるとか、あとは生徒の数であるとか、今まさにそういったところがあるところですので、そういった部分についての現場の状況をきちんと把握をして対応していただきたいというふうに、これは要望として申し上げさせていただきます。

それから、最後になりますが、学校再編のその意義という部分についてなんですけれども、先ほど教育長は、今学校の中で指導する部分で一番大事にしているのが心の育成だと、子供たちには「生きる力」をとにかくつくってもらいたいんだと、そのためには、社会性を早いうちに

身につけていくということが必要だというお話をされていました。

その話を聞いて、その社会性を身につけていくという意味での適正規模というものがどういうものなのかというふうに、私は結びつけてとったのですけれども、それが、小学校においては各学年2クラスの6学年、所によっては1クラスの6学年もありだということでした。中学校については1学年4クラスの3学年だということからいきますと、その社会性を身につけるといふことにおいては、当然集団で学校生活を送るのが前提に私はなると思っています。ということ考えた場合には、やはり再編の意義ということを考えれば、そこにいけば、今後は当然この再編は、中学校もまず今先に始まっていますけれども、小学校においてもこれは同様に進んでいくというふうに捉えてよろしいものなのではないでしょうか。

○島軒純一議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 これは大分先の話になるということなわけですが、今中学校の検討が始まっているのを受けて、小学校としても先ほど申し上げた規模について検討を加えていきたいというふうに思っています。やはり社会性というふうなこと、人と人とのかわりが規模によって大分違ってくるといふような観点からも、先ほど申し上げましたような規模というのは大事なことかなというふうに思っています。

現場にいて、やっぱりいろいろな小学校から児童が今度は生徒になって上がってくるわけですが、大きな規模の小学校から、それから小規模の学校から来た子供、この様子でなかなかスタートの時点で非常に中学校としては気を使う部分、丁寧に指導する部分というのはあったわけですが、これは小学校の段階でもう少し大きい規模で人間関係ができてくると、スムーズに中学校につながるんだろうなという一面もあることも事実です。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) ぜひその再編を進めていく上での前提となる意味合いですよね、これをきちんと教育委員会の中で確認をした上で、これからも当然していかななくてはならないと思いますが、地元との話し合いという部分においては、その辺のところを相手側に伝わるように説明をしていただいで進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、本市の医療と介護という部分なんですけれども、日本という国の将来の人口、それから高齢化、少子化、どうなっていくのか私は改めて調べさせていただいて、質問原稿をつくっている最中に暗たんたる気持ちになってしまったというのが正直なところなんです。私も既にもう50代に突入しておりますので、高齢者の域に達するにももうじきというふうなことを考えると、どうなんだろうなと正直感じたところです。

については、先ほど高齢化率であるとか少子化の状況等についてはデータとしてお示しいただいたわけなんですけれども、高齢化率はまさに歯どめがきかない。これは歯どめがきけるわけがないんですよ。途中でふつつというわけにはいかないわけですから、順々に皆さん年をとっていかれるわけですから、高齢化をとめるというのは基本的には無理な話であります。しかし、状況としては、新しい子供たちが生まれてこない限りにおいては、そちらの頭のほうはどんどん大きくなっていくという状況なわけです。この中において、先ほど私も壇上で申し上げましたけれども、何が高齢者がふえて問題になるのかというと、保険ですよ。今、介護保険制度がありますけれども、この介護保険制度も平成27年度には改正される予定です。この改正についても、これが実施されれば、各自自治体においてかなり負担がふえてくるというようなことも考えられています。

では、どうすればいいのかということ考えたときに、やはりここで重要なのが予防事業だと思います。つまり、高齢者になっても、極端な話、病院にかからなくても済む健康な体を持っていれば、その健康な体をもって逆に今度は何かしら社会のために貢献できるというところにいける可能性もあるわけですよ。先ほど御退職される方々に云々というふうなお話も申し上げましたけれども、60歳でやめられてもまだまだ人生は長いわけでありますので、その中を健康に過ごされれば、当然社会に対する貢献ということもまだまだできるはずであります。

そういった上でこの予防事業ということ考えた場合なんです、特に今回は高齢者にちょっと限定してお話をさせていただきたいと思っているのですけれども、高齢者のいわゆる特定健診受診率というのがあると思うんです。私も、基本的には毎年、特定健診、あと胃がん検診等々がん検診もあわせて受けておりますけれども、聞くところによると、米沢市のこの受診率が非常に低いというデータがあるようです。この部分について現在どうなっているのか。そして、今後その受診率についての何かしら向上策とかそういったものがあるのかどうか、この辺についてお聞きします。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 議員もただいまお述べのとおり、要介護状態になってしまう原因の一つとしまして、脳血管疾患によるものが多いような状況であります。これにつきましては、健診を受け早目に異常を発見して対策をとることで予防が可能な疾患であるというふうにされております。平成20年度から実施されております特定健診につきましては、生活習慣病の早期発見に重点を置いた健診でありまして、介護予防の観点からも有効な健診と考えております。

しかしながら、米沢市の特定健診の受診率は、平成24年度の実績で27.9%と県内では最低の状

況というふうになっております。したがって、これまで健診を受けやすい環境を整えるということで、これまでも御紹介はしてきたのですが、土日の健診、早朝健診など、さまざまな健診スタイルを設定したり、それから自己負担金を40歳から69歳までの方は一律1,000円、それから70歳以上を無料にするなど、受診率の向上を図ってまいりました。

また、平成25年度は集団健診日を地区ごとに設定して、近所の方が誘い合って受診し合っていたるように工夫をしております。その結果でありますけれども、平成20年度との比較ということでは、わずかではありますが向上しております、平成24年度、先ほど申し上げましたとおりわずかではありますが、27.9%になったというところでございます。

しかしながら、やはりまだまだ低いレベルということでもありますので、新年度につきましては、国民健康保険の被保険者ばかりではなく市民の方全員が年齢や加入している健康保険によってどの健診を受ければよいかが一目でわかるようにフローチャートで説明申し上げたり、がん検診の種類、それから受診の期間、料金などをわかりやすく御説明した冊子をつくりまして全戸に配布し、周知についてさらに力を入れていきたいというふうに考えております。

また、やはり受診率の向上ということに関しましては、未受診者の方に対しましてその理由を詳細に把握するため、健診の実態調査を実施したいと考えております。その回収率を上げるために未返送者の方へは電話で勧奨させていただいたり、保健師などの個別訪問などを行いながら市民の幅広い意見をお聞きできるように実施したいと思っております。

また、さらには、若い世代向けということもございますけれども、市内の特定健診の受診率を年代別で見ますと、40代の方が13.1%、それから60代になりますと29.7%ということで、

やはり世代間に違いがございます。やはりこの辺を何とかしなければならぬということで、新年度からは商工会議所やJAの婦人部などとの団体の皆さんとも連携して、健診の勧奨・周知を強化し、働き盛りの若い世代の受診率の向上を進めていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 60代以上で27.9%、これも実は県内で突出して低いんですよ。なおかつ今聞いてびっくりが、40代に至っては13%と、「えっ、おまえ受けているの」という世界ですよ、それはむしろ。逆に言うと、恐らく受けている人が受けていない人からびっくりされると。逆に「何で受けているの」と言われるような恐らく状況だと思うんですね、この13%という比率は。

そういう点から考えると、これが先々にいろいろな問題を含んでの状況だということを市民の方に知っていただくということがやっぱり必要だと思うんです。何でこの健診が必要なのか。医療ジャーナルとかさまざまな評論家の方々の話によると、健診は必要ないなんて言う方もいらっしゃるんですけども、確かに脳血管とか、あと心疾患とか、あとがん検診なんかは比較的事前に今わかれば、早期発見・早期対応でできる部分が多くなっていますので、ぜひともこれは、向上策として土日の健診、早朝健診、私もやっていますからわかるのですけれども、向上策というよりも、何で受けたほうがいいのかというところを知っていただくことが必要なんじゃないかと思っておりますね。こうやりますからどんどん受けやすくなっていますよということも必要でしょうけれども、なぜこれはそもそも必要なのか。だって、9割が受けなくていいじゃんと思っているわけですから、そこを変えていなくちゃいけない。高齢者にしても7割以上の人が受けなくていいと思っているのか、受けら

れないと思っているのかわからないですけども、受けていない状況だとすれば、これは、なぜ受けたほうがいいのかということを知ることができるような方策をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどもちょっとお答えの中であつたのですけれども、地域との結びつきといいますか、施設でお世話になるよりも自分の家に戻る、自分の地元に戻つての、最期ではないですけどもそういった介護にしてもそちらで受けていきたいという方が圧倒的に多いというのは、これは当然の話だと思います。

そういった方々をケアしていくという意味では、今まさに米沢市でも増強しようとしている地域包括ケアシステム、これが絶対的に今後必要になってくると思います。この稼働状況については事前通告では聞きたいと言っていたのですけれども、いいです。正直そんなにできているとは言いかねる部分もあると思いますので、それについてはいいんです。その地域包括ケアというのが、今後どうしていけば、そういった人たちにより密接につながっていくことができるのか。なおかつ、具体的に何か悪くなった、悪くなる前にそこでケアできるのかということなどを考えていращやるのかだけ、お伺いさせていただきます。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 地域包括ケアシステムと、これにつきましては、これを構築しなければならないということで、高齢者の在宅生活に密接にかかわる関係機関同士の連携強化の推進が重要と考えてございます。関係機関につきましては医療機関もございまして、介護保険事業者の方々、現場で働いている医師の皆様、ケアマネジャーの方、具体的にはその方々を指しております。

また、地域共通的な連帯の体制の構築をするためということですけども、やはり地域包括

支援センターを地域の連携拠点の中心ということで、この環境整備をさらに推進していかなければならないというふうに考えております。今度具体的にどのようなにするかという話題になってくるわけなんですけど、これにつきましては、平成26年度から、次期の介護保険計画・第6期計画を策定してまいります。そこで、第5期でもアンケート調査をやりましたように、現場の皆様、高齢者の皆様がどのようなことを求めているのかといったところをアンケート調査し、また、あわせてその地域包括ケアにおいて、その地域の中でどのようなことができるのかといったことを検討しながら、その計画の中で実現に向け計画づけて実施していきたいというふうに今のところ考えているところでございます。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） この高齢化と少子化は、何遍も言うとおりに、もう歯どめのきかない、言ってみれば日本にとっては自然現象だと、当たり前に進んでいくということを全体として考えた場合には、これは本当に早目に予防していかないと、やっぱり大変なことになっていくということだと思いますので、その計画に沿ってということはあると思うのですけれども、ぜひともこれは早目早目に対応していただきたいと思います。

でない、本当に負担がふえたから、もう、では、しょうがないからみんなで税金を負担して、上げて頑張っていきましょうと、それしかなくなっちゃうんですね。最終的には、負担する方が一生懸命負担すればいいじゃないかということになっちゃうと、負担する側がもうそれに耐え切れなくなってしまうと、こうなっちゃうたらもう終わりですので、ぜひともこの地域包括ケアシステムを中心とした事前のケアシステムというものについて早目に構築していただくよう要望いたします。

時間がないので、次々と行きます。

本市の財政と産業振興ということで、ふるさと納税の部分についてから行きたいと思いますけれども、年間大体50名程度の寄附があると、延べで319件、2,300万円ほどいただいているということなわけですね。私もホームページで拝見させていただきました。寄附のお礼というところも拝見させていただいたところ、5,000円以上寄附された方には上杉景勝のしおり、5,000円以上寄附され、最初のときにクリアフレーム入りの感謝状ですね、この辺も行く。あと5,000円以上寄附されたら、市外にお住まいの方の場合には、米沢市のイベント情報を1年間分差し上げている。あと、市外にお住まいで3万円以上寄附された方には3キロの米沢でとれたお米を出されているということでした。

先ほど壇上でも申し上げたとおり、実はこれは変な競争になっちゃいけないとは思っています。何か各自治体が、うちのところのこの寄附に対するお礼はすごいんですよということを大々的にうたってやっていたら、本当は1万円やって、税金の控除になって、その上こんなにももらえるんだとしたら、では、この町に寄附をしようかという発想になっていかれる方も大勢いるようなんですね。実際そのサイトを拝見するとびっくりするのは、それぞれのランキング表が出ているんですね、御存じだと思います。お米を出すところのランキング、お肉を出すところのランキング、お酒を出すところのランキング、各種さまざまなランキングがもう一覧表になって出ています。

ちなみに米沢なんか関係するところであれば、お米もあります、お酒もあります、米沢牛もあります。そういったところからいけば、では対抗してできるのかと思って、その3つの部分を見たところ、ちなみにお米ランキングで見ると、具体的な町名は申し上げませんが、

やはり1万円の寄附に対して米20キロだそうです。これは買えないですね。そのくらい出している。

これは、先ほど住民公募債のときにも部長がおっしゃいましたけれども、発行コストが割高で、実は発行する側の自治体にとってはそのコスト高でメリットがないんだというお話をさせていただきました。実はここも同様のことが言えるんですね。1万円の寄附を受けても、実際問題としては住民税を控除しなくちゃいけませんから、もし自分の自治体でそれを控除しなくちゃいけないということになれば、そこも差し引かれますし、なおかつこの米20キロ、幾らなのかわからないですけれども、それを実際に自治体で購入してそっちに送ってやるということを考えると、果たして1万円からの取り分ってどれだけあるのといったら、ごくわずかか、もしくは赤字ということだって十分に考えられるところだと思います。

ところが、これは逆の見方をすると、その米20キロ分は市場で動くわけですね。しかも割かし高値で。ということは、産地のお米がその中で動き、それが県外のところにまた動くと、なおかつ宣伝にもなるわけです。食べておいしければ、もしかしたら観光と一緒にじゃないですけど、リピーターになってくれるかもしれない。

そういったことを考えると、私は今米沢市でやっているそのお礼の中身がどうだこうだと余り言いたくないのですが、そういった反面ですよ、その効果というものを考えたときには、単純にそのコストだけを見て、せつかく1万円もらってもそれだけやっちゃったら、うちの取り分ないじゃないかと、だったらやっている意味がないからやめようというのは、なしだと思えますね。そんなことは思っていないと思うのですが、私は、その物が動く物流に、言ってみればそこに力を与えるわけですよ。なおかつ、それが外に行くこと

によって宣伝にもなる。一石二鳥のそこには効果があると思うのですけれども、こういった考えについてはどう思っておられますか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 確かに御指摘のように、いわゆる寄附金が地元の産業なり経済のほうに還元されていく、そういう方法もあるのではないかと、そういうふうな選択はあるのかもしれませんが。ただ、やはりその制度の趣旨から違ってきている一番の問題は、私の理解の中では、一つこのサラリーマンの実質的な税金節約の方法として、この制度が紹介されているような動きも実は現実にございます。そうした中で、本当にそうした方々に選んでいただいた特産品が、その自治体のファンになっていただけるのかどうか。その点には若干疑問があるのではないかなというふうに私は捉えてございます。

一部で過熱気味だという声は確かにございます。国も、この件については適切に良識を持って対応するよという事で各自治体のほうにも通知をされております。私どもとしては、この制度の趣旨を大事にしながら運用をしていきたいというふうに考えているところであります。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 確かに、本来のこの制度をつくったときの趣旨からは微妙にずれてきているというところはあるかもしれません。

しかし、法律というのは、税金もそうなのですが、新しい税をつくる時というのは、これは悪税だと言われるそうです。でも、それが定着すれば国の税収になるわけですから、これはいい制度だと変わっていくと。おのずと最初の出だしと、それを運用していくことによって捉え方が変わっていくというのは、これは私は世の習いだと思います。

そういった点からいけば、当初の趣旨からはもう既にずれ始めているというところは、部長がおっしゃるとおりあると思いますけれども、し

かし、ここには間違いなく、これをやることによって、人と物とお金、この3つが間違いなく動くということなんですよね。まずお金が動く。そのことによって特産物が動く。そして、その特産物につられて人も動くという可能性が十分あるということを考えると、私は、米沢市は全国に十分勝てる素材があると思います。お米もおいしい、水もおいしい、当然お酒もおいしい。米沢牛に至っては何をか言わんやです。それだけの素材を持っているというところからすれば、これをさらに売り出す、PRする。そして、リピーターとして今度は観光客として戻ってきていただく。そういった部分も含めれば、私は、このふるさと納税制度をそういうふうな使い方を持っていてもいいのではないかなと思います。

あと、それから、あわせてなんですけれども、その考えについてどうかというのは答えられればいいのですが。住民公募債、こちらについても、メリット、デメリットがさまざまああって、どちらかという部長は一生懸命デメリットのほうを強調されておったかと思えます。

確かに、今金利がこれだけ下がっている状況において、国債にプラスアルファしてやっていくというのは非常に大変な話だと思います。なおかつ業務委託もしなくちゃいけないわけですから、その委託料もかかってくると、受けるほうの自治体の事務量もふえる。言い始めたら切りがないくらいあると思います。

しかし、これもやはり先ほどと同じ論理です。コストとかそういった部分を切り取って、やる前からこれは大変なんだからやらないほうがいいと言うのは簡単です。しかし、それをやることによっての効果というもの必ずあるわけですね。今まさにこの県内の同じ自治体である鶴岡市で行われているクラゲドリーム債、まさにいい事例だと思うんですね。総務省のほうでもわざわざこれを取り上げてすばらしい事例だと

言っていますけれども、まさにそういうことなんです。なぜかといえば、やはり地元のそういった公共施設を地元の人たちで何とかしようというところに行き渡ると、物すごい力が湧いてくるということなんです。

だから、これを使うことによって、いや、コストが実際はこれだけかかっている事務がこれだけあって大変なんですよと、それはわかりました。しかし、地元の人たち、住民にとっては自分たちも参加している。極端な話、鶴岡市の場合、県外からもかなり来ているそうです。その前には、まずクラゲの水族館というのが全国にかなり知名度として行き渡ったというのがあるそうなんですけれども、それでも、県外からも鶴岡市にこんなおもしろい水族館があつてこれからつくろうとしている。そのために私も何か手伝おうという気になる。これって実はふるさと納税とほとんど似通った感覚だと思います。

そういったところからいくと、デメリットを考えるよりもメリットを重視すべきではないかということなんです。確かに我々は簡単にやれやれと言うのですけれども、受ける職員の方々は、それは大変だと思います。実際お金の勘定もしくちやいけないし、その負担も考えていかなくちやならない、さまざまな大変な部分はあると思います。しかし、米沢市というものを全国に売り出して、人にも来てもらって、お金も集めていく、私はそういったことができる制度だと思います。ぜひともその点を含めて、私はこれは米沢市としてはやるべきだと思います。

特に住民公募債、これから米沢で抱えている公共事業がたくさんありますよね。学校は今既に四中づくり方していますからいいですけれども、南地区の中学校もつくっていかなくちやいけない、市立病院も建てかえの話題が出ている、道の駅もつくろうとしていると、そういったもの全て地元の住民の方々に物すごく直結している事業なわけです。これについても十分利用でき

るものなんじゃないでしょうか。しかも住民の意識をさらに喚起できるということを考えれば、私は考えるべきじゃないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 壇上からは、メリット、デメリットを相並べて御説明申し上げたわけですが、デメリットは、ほとんどが実は財政上の調達のデメリットです。この中には、メリットと言われるものは、恐らく発行事務の中で職員がその事務能力を高めるという意味で能力アップにつながるという意味でのメリットを除けば、ほとんどないかと思います。

御指摘のとおりメリット、これは財政上の調達のメリットではなくて、まちづくりの観点から、まさに海老名議員がおっしゃるようなメリットになります。これを壇上ではあたかも並列のように私は御説明申し上げましたが、その一つ一つを見ていったときには、これは並列で見るのではなくて違うものとしてやっぱり検討する必要があるのではないかと。おっしゃるとおりメリットはメリット、デメリットはデメリットとしてこの制度をどういうふうに活用していくのかと、まさに御指摘のとおりかと思っています。

そこで問題になるのは、地域住民の関心を引くような魅力的な事業あるいは特色のある事業、こういったものをどういうふうにしてその公募債の中に盛り込んでいくか、こういう課題というのが実はございます。ですので、こういったことも含めて、次の総合計画の中でさまざま研究していきたいと考えているところでございます。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 議員御指摘のとおり、米沢の特産品の中には本当にいいものがたくさんあるんだというふうに思っております。やはり米沢の特産品の本来のよさを、お得感ではなくてやはりきちんと体系化してPRをしていく。

そのことによって米沢のファンを確実に広げていく。そういう努力をしていくべきだろうというふうに考えております。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) ぜひ次の計画の中と
言わず、今から検討して、のせてやっていただ
きたいというふうに思います。

最後になります。観光資源、米沢には実は埋もれた観光資源がたくさんあるようでありま
す。先ほども新しい部分でいろいろ出しておられま
したけれども、つい先日、我々の一新会で小野
川温泉のほうに行かせていただいて、若手の後
継者の方々と懇談を設けさせていただく機会が
ありました。その際に伺った話の中には、日本
国内に約1万5,000軒ほど温泉旅館があるそう
なんですけれども、このうちいわゆる源泉かけ流
しと言われるものは1%ちょっと程度だそう
です。そこからいくと約150軒ぐらいらしいの
ですけれども、何とそのうちの14軒が小野川
温泉にあるそうです。これは物すごい比率だ
なと思いました。源泉かけ流し、テレビでも
よく言われますけれども、見るとすぐわかる
そうです。たふたとあふれていなければ循環
型、即一発でわかるそうです。それがもう
ぎぶぎぶ流れてきていて、このお湯どう
なるのというくらいなのが源泉かけ流し
だそうなんですけれども、しかも、いわゆる
水を足したり加温したりとかということ
もなく、本当にどんどん来ていると、そ
ういったところからいくと、実はそう
いったものが白布温泉にもあるそう
です。しかも小野川温泉には、御存じ
のとおり豆もやし、アサツキ、今の
時期おいしいですけれども、これらも
温泉を使った水耕栽培としては本当
に全国で豆もやしは2軒だそう
です。アサツキに至っては全国
で1軒だそうです。そういった
データをぜひとも地元と連携して
活用して、これを売り出して
いただきたい。

小野川温泉に限らず米沢に八湯あるわけですか

ら、それぞれに恐らく我々の知らない隠れた
そういったデータがあるはずですので、ぜひ
こういったものを利用して今回のデスティネ
ーションキャンペーンにも活用していただ
ければと思います

残念ながら減反と中心市街地活性化につ
いて触れることができませんでしたが、答
弁いただいた中でぜひとも前向きに考
えていただければというふうに思
いまして、私の質問を終わらせて
いただきます。

○島軒純一議長 以上で一新会代表、16番海老名
悟議員の代表質問を終了し、暫時休憩
いたします。
再開は午後1時といたします。

午後 0時11分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開
きます。
次に進みます。

市政クラブ代表、22番高橋義和議員。

〔22番高橋義和議員登壇〕 (拍手)

○22番(高橋義和議員) 市政クラブを代表
し、新年度の市政運営方針や施策、予
算に沿って質問をさせていただきます。

まず初めに、市政運営方針で述べて
います「まちづくり総合計画」につ
いてお尋ねいたします。

市長は、市政運営方針の中で、同計
画に掲げたスローガン、「豊かさとや
すらぎ 共に創りあげる ときめきの
米沢」の中の「豊かさとやすらぎ」
について、「経済の豊かさと精神の
豊かさが調和するまち」という言
葉を使って市民に訴えてきましたと
述べております。このスローガンの
説明にどれだけの意味があるの
でしょうか。言葉を躍らすよりも、
まちづくり総合計画の実施事業
を通して市民が「豊かさとやすら

ぎ」を実感できたのか、それが大事ではないでしょうか。私は、まだ市民は「豊かさやすらぎ」のまちづくりを実感しているとは思えません。

第5期実施計画の最終2年間を残してはいますが、新年度から次期総合計画の策定が始まります。市長は、このたびのまちづくり総合計画をどのように総括しているのでしょうか。鷹山公の藩政改革のように経済の復興と人心の復興が進められ、「経済の豊かさと精神の豊かさが調和するまち」になってきているのでしょうか、お答えをお願いいたします。

先ほども述べたように、新年度には、市民の参画と協働を基本に、新たな将来発展のビジョンを掲げる次期のまちづくり総合計画の策定が始まります。

市長は市民が主役と言いながら、自治基本条例の制定を拒み続けています。また、働く人たち、特に建設業で働く人たちや指定管理者制度や業務の委託などを含む公的な職場で働く人たちの暮らしを守る公契約条例もつくろうとしません。次期総合計画ではぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

市長が次期総合計画に盛り込みたい重要施策は何でしょうか。市長が思い描く将来発展のビジョンとは何でしょうか、お尋ねいたします。

次に、公共施設等総合管理計画について。

政府は、全国の地方自治体に対して、過去に建設された公共施設、道路や橋などのインフラの老朽化に対応するための計画を策定するよう求めました。学校や庁舎、公共施設など箱物の現状調査、耐震化は実施されていますが、政府は、箱物だけでなく道路や橋、トンネル、さらには上下水道などの基盤整備を含む大量の施設等の老朽化、更新時期に対応するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に当たり必要な計画として公共施設等総合計画の作成を指示しました。

計画は、全てのインフラを対象に、1つ目として、長寿命化を図るための補修などの維持管理策、2つ目として、更新・建てかえが必要になる時期と費用、3つ目として、廃止・統廃合など将来の方向性などを記載し、2年間程度での作業終了を目指しています。

計画を策定するための費用を特別交付税で措置するとともに、自治体が公共施設を解体する際の費用として地方債の発行を認める方針です。少子高齢化が進展すれば、維持が難しいインフラや施設の増大も想定されることから、以前から公共施設白書の作成を要請してきました。

本市では現在、橋の長寿命化計画やコミュニティセンターの増改築（新築）計画など、また小中学校の適正規模・適正配置など、個別に計画の策定は進んでいます。施設の更新・新築、長寿命化、施設の統廃合など、公共施設等総合計画の策定を進めるためには、財政の裏打ちもかかわってくることから、次期まちづくり総合計画と並行して作成をしていく必要があると思います。

現在本市で進めている各施設などの調査状況や公共施設等の管理計画の策定スケジュールをどう考えているのか、お答えを願います。

次に、新文化複合施設の運営についてお尋ねいたします。

新文化複合施設建設については、建設予定地の変更、2度にわたる建設費の増など、当局の説明不足もあり、建設費の増加などに対する当局の責任などについて議論を費やしてきました。市民の血税を使って増額するわけですから、これは当然のことでもあります。

しかし、財源についての検討に偏る傾向が見られ、地域づくりにおける図書館の役割、図書館サービスのあり方、資料構築やシステムづくりなど、図書館の中身についての議論が不十分ではなかったでしょうか。

図書館は、文学書や新刊雑誌、絵本などを読ん

だり借りたりするために利用されるだけでなく、仕事や生活に必要な情報を入手したり、自分や家族、地域が抱えている問題を解決するために必要な資料、情報を入手することができる「地域を支える情報拠点」です。図書館を大いに活用していただくとともに、このような図書館の役割・機能についての理解促進が求められています。

一方、住民の皆さんは図書館の利用者であるだけでなく納税者でもあり、行政サービス、図書館サービスの評価者でもあります。つまり主権者たる住民の皆さんが、住民参加、市民協働の形で図書館づくりと運営に参加し、図書館を育てていくことが期待されています。

時代に適応し市民の学習ニーズに応え得る施設として、また、教育のまちに育つ子供たちが自分を見出し、高めるにふさわしい新図書館にする必要があります。従来よりも一層市民の声をその運営に反映できる仕組みを強化することが必要です。本市はどのように考えているのでしょうか。

さらに、新図書館では、利用者のニーズに応じた資料をできるだけ豊富にそろえて、市民が広く配置された開架の書架上から直接それらを手にとって取捨選択して利用したり、必要な箇所を複写したり、また、図書館外に借り出したりすることができる資料提供サービスの充実が必要だと考えます。開館に向けてどのように進められているのでしょうか。

また、新文化複合施設ですけれども、規模からいっても相当の維持管理費がかかると想像されます。その額等はどのように予想されているのでしょうか、お答えをお願いいたします。

中心市街地活性化、特に中心商店街の活性化についてお尋ねします。

この質問は一新会の代表質問と重複いたしましたが、御容赦のほどお願いいたします。

米沢市の中心市街地活性化計画は、平成23年に

作成され、平成25年8月に改定版が出されました。その計画をもとにした肝心の具体的施策や事業はどうなっているのでしょうか。

中心市街地の活性化を推進する上では、商業機能の充実が重要であります。商業機能の充実を図るためには、快適な都市空間の整備推進による間接的な支援や既存商店街への支援のほか、新しい魅力を持った商店の出店が望ましいことから、新たに中心市街地に開業しようとする人を側面から支援する事業を実施することにより開店を促し、消費者にとって魅力のある商店街の形成を目指していくことが必要です。

新文化複合施設建設におけるたび重なるトラブルなどで、施設の建設の妥当性や必要性だけがこの間問題になってきました。新文化複合施設を建設することが目的ではなく、中心市街地の活性化が目的であるならば、中心市街地の活性化のための施策と商店街の取り組みこそが重要であります。「図書館、市民ギャラリーを建てただけでは、商店街にこの施設の利用者が繰り出してはいかない」ということは、当局も認めていることです。

新文化複合施設の完成予定が大幅におくれることになりましたが、同様に新文化複合施設を核とする中心商店街の活性化事業もおくれないでしょうか。（仮称）まちづくり会社設立事業、平和通り商業等拠点施設整備事業、新規商業者出店支援事業などの具体的な取り組みについて進行途中にあると思われませんが、スケジュールなどをお知らせいただきたいと存じます。

職員の適正配置についてお伺いいたします。

平成22年3月に第4次米沢市職員定員適正化計画が出されました。その定員適正化計画で、平成27年4月1日までに30名を減らすとしています。

平成25年4月1日現在の市立病院を除く職員数は590名で、平成21年4月の608名と比較して18名減っています。また、平成26年度に第4次定

員適正化計画が満了するため、それ以降についても業務、仕事のやり方、組織の継続的な見直しにより新たな計画を策定し、適正な人員配置を行うとしていますが、この方針は地方分権に対応することを考えての方針になっているのでしょうか。

定員の適正配置とは、人を削減することだけなのでしょうか。組織の弾力的な運用、横断的な運用と言葉上では言っていますが、組織の実態は、少ない人数で全てのことをこなしている状況なのではないのでしょうか。

平成26年度の組織機構の見直しで、課や室の増設、そして担当制を広げているようですが、担当制として本当に機能しているのでしょうか。必要な人員を配置しないための担当制になっていないのでしょうか。当局のお考えをお伺いいたします。

さらに、今まで県や国で行っていた業務がまた移管されるという話を聞いています。現在の人員体制でやり切れるのでしょうか。課や室を増設するというのは、そうしなければならないほどの業務量があるからだと思います。このように扱う業務量がふえている現状の中で、さらに12名も減らしていくのでしょうか。そろそろきちんと業務量に合った人員配置をするべきではないのでしょうか。

人員不足のしわ寄せが市民サービスの低下やさまざまな事務業務の遂行上での機能低下や、すべきことができていないという事態を起しているのではないのでしょうか。当局のお考えをお伺いいたします。

また、組織機構の見直しを「行財政改革を主眼に置き」作業を進めたとしていますが、当局の考えている行財政改革はどのようなものなのか。単なる人員削減になっていないのでしょうか、お伺いいたします。

新エネルギービジョンの策定についてお伺いします。

本市は、平成20年に米沢市新エネルギービジョンを策定しました。このビジョンに基づいて、「本市に合った再生可能エネルギーの可能性について、現実性、有効性の視点から再度整理をしながら、今後の本市の再生可能エネルギーの具体的な取り組みの方向性を検討していきたい」としてはいますが、新エネルギービジョンで示している中身が実現できているのでしょうか。再生可能エネルギーの推進を図るために改定をする時期にあるのではないのでしょうか。当局のお考えをお伺いいたします。

さらに先進自治体では、再生可能エネルギーの利用推進に向け条例制定が行われています。省エネルギー化の推進及び再生可能エネルギーの利用の促進に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策及び防災対策の推進並びに地域の活性化を図り、もって持続可能な地域社会を構築することを目的としています。

本市も、行政や市民及び事業者が相互に協力をして、省エネルギー化の推進及び再生可能エネルギーの利用の促進に積極的に努めること。再生可能エネルギーが地域固有の資源であるとの認識のもとに、地域に根差した主体により地域活性化及び防災対策などの地域の発展に資するように利用されること。地域資源である再生可能エネルギーの利用に当たっては、地域ごとの自然条件に合わせ持続的に活用するとともに、他者への影響に十分配慮することを政策の理念とした条例制定を行うべきであると考えます。

このことが、市長がおっしゃっております「原発に頼らない社会」に近づく一歩ではないのでしょうか。当局のお考えをお伺いします。

この条例のもとに新エネルギービジョンがあるものと思います。なかなか進まない新エネルギービジョンを推進するためにも必要であるかと思いますが、いかがでしょうか。

中小企業振興条例についてお伺いいたします。

衰退の危機にある地域経済を中小企業振興・内需型産業振興で活性化させることを目的として、全国で中小企業振興条例の制定が進んでいます。

急激な少子化・高齢化の進行に伴い、財政収入の激減期を迎え、加えて地域産業の空洞化懸念が高まる中であって、市町村の財政破綻の危険性も急速に現実味を増しつつあります。今、自治体が10年20年先を見据えて振興条例を制定し、中小企業を軸に産業振興を進めることが求められています。

既に条例を制定した自治体の先進事例を見ますと、中小企業振興条例の果たしている役割・効果についてこのようなことが述べられています。

地域の中小企業に最も身近な行政である市町村などの基礎自治体が、その地域の実情に適した産業振興・中小企業施策を実施することによって、地方自治体の主体的な姿勢・責任を明確にする。継続的で系統的に成果を上げる施策の実施や、そのために必要な予算の確保の担保となる。条例は、住民の理解と協力を得て地域ぐるみで中小企業を重視し支援をするという公の宣言として、地域の中小企業を励ますことになっている。条例の内容と活用次第では、大企業の進出や撤退など、地域経済で焦点となっている問題をクローズアップさせ、機敏な問題解決の対応に結びつくことが可能となる。産業振興会議の設置など市民参加型の推進体制を築くことにより、現場のニーズに沿った施策が可能になるとともに、若手産業人の育成など、地域の次代を担う人材の育成の場ともなるなどが挙げられています。

本市の中小企業振興条例も、このような先進事例の効果等を盛り込んだ内容にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

有機EL照明の産業化についてお伺いいたします。

活力ある地域産業の進展の中で、安部市長は、

有機エレクトロニクスの産業を発展させる環境整備が着実に進んでいると述べていますが、有機ELについては、十数年前より産業化に向けて研究が続けられてきました。

しかし、いまだ有機EL照明パネルの量産化のめどが私たち市民には見えていません。有機EL照明の研究・開発・製品化など、これらのことは市民には認知はされていますが、何が有機EL商品なのか、パネルを量産化する企業など有機EL関連の企業が張りつくのか、全然わかりません。安部市長は、常々いろいろな場所で「帝人」の話や、最近では徳島県阿南市の日亜化学工業の話をしてください。私たちは有機EL照明製品がそのような状況になることを望んではいますが、市長、あなたはどのような製品が市場に出ているのか、理解をしていますか。いつまで支援をしていくのかお聞きをいたします。

最後に、米沢市立病院建設についてお伺いいたします。

昨年の6月に、「米沢市立病院のあり方に関する検討委員会」より、「市立病院が将来も地域の基幹病院として役割を担うため、新病院の建築計画を速やかに検討すべきである」との報告が出されました。

この間、市民アンケートが実施され、「病院建替検討委員会」も開催され、病院建てかえの基本構想策定に向け準備が進められています。

私たち議会としても、市立病院の新築工事は、本市にとって大変重要かつ多額の費用を要する大事業であること、また、市民ニーズに応え将来にわたり良好な医療環境を確保するために必要があることと考え、議会としても慎重に対応していくために、2年前に病院建設の特別委員会の設置を検討しました。しかし、そのときは全会一致にはならず、設置をすることとはなりませんでした。

自治体病院は、医療を通して地域社会と密接につながり、その機能を果たすことによって、市

民の方に「このまちに住んでよかった」「自治体病院があるから安心して暮らせる」と言っていたように、地域社会のニーズを満たしていかなければなりません。自治体病院は、まちづくりに貢献するために存在しているのではないのでしょうか。住みよいまちにするために欠かすことのできない大切な要素として医療が、そして医療の担い手としての自治体病院があるのです。

病院建設は、何よりもまちづくりの観点が大切です。できる限り市民ニーズを取り入れ、本市全体を見据えながら病院建設場所や設備等をつくっていかねばならないと考えます。病院建設の議論をどのように進め市民意見を反映させるのか、その都度情報を公開し、市民の意見を反映させることが必要だと考えます。

この間の情報開示の方法、議会への報告も不十分と言わざるを得ません。今後積極的に情報を開示し、議会への報告は、所管の民生常任委員会のもとより、市政協議会等、全議員に定期的に報告する必要があるのではないのでしょうか。また、今後市民意見を反映させるため市民とのキャッチボールが必要だと考えます。その方法は考えておられるのでしょうか。

さらに、新病院の建設に向けて、今後のタイムスケジュールを市民に公表する必要があると考えます。いかがでしょうか、お答えをお願いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 安部市長。

[安部三十郎市長登壇]

○安部三十郎市長 ただいまの高橋義和議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、市政運営方針について、中心市街地活性化について、有機EL照明の産業化についての3点についてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

現在のまちづくり総合計画の総括についてです

が、市民協働プロジェクトにおいては、米沢市協働推進条例を制定し、協働提案制度の整備、公益活動への支援を推進するとともに、松川、中部、両コミュニティセンターを整備し、地域活動拠点の整備充実を図りました。また、輝くわがまち創造事業により、住民みずからが企画し実施する活動を支援することによって、住民の地域づくりやまちづくりに対する意識を醸成してきたところであります。

活力ある産業振興プロジェクトにおいては、ものづくり産業の振興を目指し、山形大学工学部が取り組む有機エレクトロニクスの研究へ積極的に支援を行ってまいりました。昨年は、有機エレクトロニクスイノベーションセンターの開設がありましたが、今後産業化が進み、地域経済の発展が期待されております。

観光分野においては、大河ドラマ天地人の放映に合わせ天地人博を開催し、まちに大きなにぎわいをもたらしたほか、秋の祭りとして「なせばなる秋まつり」を定着させ、観光客誘致を図っています。さらに、本市の貴重な歴史遺産である館山城跡の発掘調査、整備を進め、新たな資源づくりを行うことによって米沢の魅力向上に努めております。

人口定住プロジェクトでは、新たな交流人口拡大につながる人工芝サッカーフィールドを整備したほか、UIJターンの促進を図るため、本市に住宅を取得する若者に対して支援を行っています。また、子育て世代の負担軽減のために、外来診療分の医療費給付の拡大を図ってきました。昨年度は人口定住促進ビジョンを策定し、人口定住に必要な施策を体系的に取りまとめ、各施策を進めているところです。

これらは、重点的に取り組んできた施策の一例ですが、まちづくり総合計画に基づきさまざまな施策を一步ずつ実践してまいりましたので、「経済の豊かさと精神の豊かさが調和するまち」に向けて前進しているものと考えています。

現在の総合計画の期間はあと2年残っているわけですが、10年にわたる計画のまとめの時期ともなります。新たに策定した第5期実施計画により、残された計画期間の中で着実に事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例と公契約条例の制定ですが、市民参画によって次期の総合計画を策定する中、審議会などで十分な検討を行い、総合的に判断をしてまいりたいと考えております。

続いて、次期計画の重点方針についてですが、本市においては現行のまちづくり総合計画を市政運営の最も基本的な指針と位置づけ、市政運営を行ってきたところであり、平成28年度からを計画期間とする次期総合計画においてもその方針は変わりません。具体的な策定作業についてはこれからであります。新年度には審議会を立ち上げ本格的な検討を開始し、また、市民の方々の参画についても積極的に進めてまいりたいと考えております。

そのためにも、まず、さまざまな視点をもって策定を進めていく必要があると考えています。

その視点ですが、1つ目は、「まちづくりの活力を生み出す地域経済の活性化」という視点であります。

全国的に産地間競争が激しくなっており、TPPへの参加など社会経済情勢の変化により本市を取り巻く産業環境は厳しさを増しております。厳しい環境を生き抜く産業基盤の育成が必要であり、具体例としては、現在進められている有機エレクトロニクス関連技術の開発に対し市としても支援を継続し、産業化を図れるよう産学官連携に向けた取り組みを行っていく必要があります。また、現在計画中である道の駅につきましても着実に建設を進めていかなければならないと考えております。さまざまな英知を結集して取り組むことが、産業基盤の育成につながるものと考えています。

2つ目の視点であります、「まちづくりの安

心・安全の強化」であります。

安心・安全なまちづくりは、行政運営において非常に重要なテーマであり、市民が安心して住める環境の整備が必要と考えます。その一つである医療体制の充実について、地域の中核病院であり、安全で質の高い医療を提供する市立病院の建てかえを進めていく必要があります。

3つ目の視点としては、「まちの将来を担う人づくり」です。

申し上げるまでもなく、まちを形成していくのは、まちに住む人、すなわち市民であります。現行の総合計画において、まちの将来像を「豊かさやすらぎ 共に創りあげる ときめきの米沢」と掲げておりますが、この「共に創りあげる」という協働の精神は、今後も継承していく必要があると考えています。そのためにも、次の時代を担う子供たちを育む学校教育や知識や技術、文化を伝承する生涯学習などの人づくりに寄与する取り組みについて推進していきたいと考えています。

続いて、中心市街地の活性化についてお答えします。

米沢市中心市街地活性化基本計画では、（仮称）まちづくり会社設立事業、平和通り商業等拠点施設整備事業、（仮称）民営まちなか交番・インフォメーションセンター等設置事業、ストリートマネジメント推進事業を挙げております。

このことから、中心市街地活性化協議会では、まちづくりの人材を育成するために、今後のまちづくりを担う若い方やまちづくりに強い関心を持っている方を対象として、昨年11月20日にまちづくりセミナーを開催したほか、12月12日にはまちづくりフォーラムを開催しております。また、この2つの事業に参加した方を中心として新文化複合施設を中心商店街の活性化につなげるための仕組みづくりを検討するため、まちづくりフォーラムで講演をしていただきました

弘前大学副学部長の北原啓司先生に御協力をいただきながら、中心商店街活性化協議会のワーキング委員会を立ち上げる準備を進めております。

このワーキング委員会でワークショップを行いながら、新文化複合施設と連携したまちづくりや具体的な活性化のアイデアなどを取りまとめで、実現性のある事業を展開していきたいと思っております。

(仮称)まちづくり会社は、民間の組織であります。まちの活性化を目指す公共公益的な使命を持った収益性の低い事業でも取り組んでいく組織であります。継続した事業活動を行うためには、立ち上げからしっかりとデザインが必要であり、関係者が認識を共有し議論を深めていく必要があると考えています。

平和通り商業等拠点施設整備事業につきましても、事業計画の詳細については、まちづくり会社の設立と並行して議論してまいりたいと考えております。

また、新規商業者出店支援事業につきましては、平成23年度から実施しております米沢市商工業地域活性化事業費補助金制度や平成24年度から実施しております若手起業家支援補助金制度による支援を行っているところでありますが、新年度には若手起業家への補助金の支給のみならず経営サポートなども行う体制を準備いたしております。

その他、一店舗一名物事業につきましても、ことし7月には成果発表会を計画いたしております。

最後に、有機E L照明の産業化についてお答えをいたします。

本市では、有機エレクトロニクス産業化のために、県と連携しながら、有機エレクトロニクス技術開発拠点の形成、有機エレクトロニクス技術を活用した市内企業の事業化、有機E L照明の普及及び市場拡大の以上3点を柱としてさま

ざまな施策を行ってまいりました。

このうち、3点目の有機E L照明の普及及び市場拡大につきましては、有機E L照明の設置補助のほか、市民課の記載台などに有機E L照明を設置し、有機E L照明の認知度の向上を図っているところです。

有機E L照明は、まだ一般的な商品としての市場形成ができていないわけですが、県内の遊園施設でアトラクションの一部に有機E L照明を活用する計画が出るなど、さまざまな施設での設置の動きが新たに出てきておりますので、着実に成果が出るものというふうに認識しております。

また、市内にあるさる企業が「有機E L照明実用化研究会」を組織し、有機E L照明の産地化を目指して製品の開発などを行っております。

その結果、現在、市内の企業を初めとして県内9社から、つり下げ照明やデスクライト、インテリアライト、オブジェ、医療用や展示用の照明など、60種類を超える商品化が行われており、今後ますます多様な商品が開発されるものと期待しています。

有機E L照明を一般の消費者が求めやすい市場価格にするためには、大幅なコストダウンを可能とするための量産化の技術開発が不可欠であるとともに、市場の形成もまた必要であります。

これまでなかなか下がらなかった有機E Lパネルの価格も、ようやくここに来て下がるという発表があり、うれしく思っております。報道によりますと、市内にある企業では、3月より有機E L照明パネルの量産を始めることになり、印刷に似た仕組みの発光材料を基板に吹きつける低コストの生産方式を採用することにより、これまでの蒸着方式より生産コストを最大で10分の1まで減らせる見通しでありますので、この方式での量産は世界初であり、期待しているところであります。

さらに別の企業では、ことし1月に開催された

照明技術展示会「ライティングジャパン2014」に、製品化されている照明用有機ELパネルの中でトップクラスの製品を発表しており、4万時間という発光寿命の製品を2014年半ばに発売するということでもあります。

このように、これまで行ってきた支援の成果が徐々に形となってあらわれてきたと思っておりますが、今後しばらく市場の形成を見ながら支援を継続することが重要であると考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、2項目めの公共施設等総合管理計画について、それから5項目めの職員の適正配置についてお答えいたします。

まず、公共施設等総合管理計画の策定についてありますが、これは平成26年、ことしになりますが、1月24日付で、総務省から、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（案）の概要について」という、長いタイトルですが通知がありました。

今後正式に策定の要請を行うとされているものですが、その中におきまして、公共施設等総合管理計画を策定する目的といたしまして、地方公共団体においては厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想される、こういったことを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことによって財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっているからとしております。

この指針案の中では、全ての公共施設等を対象に、所有施設等の現状把握、次に、施設全体の管理に関する基本的な方針、さらに、施設類型ごとの特性を踏まえた基本方針を定めることと

なっております。

本市における取り組みといたしましては、今年度、平成25年3月31日現在で、本市が所有する公共施設のうち、企業会計分を除きまして建物を有する施設の現状把握を行って、一元的に集約した公共施設台帳を作成し、最終的には公共施設白書として取りまとめ、平成26年度中の完成を目指しているという段階でございます。

一方、国では、昨年の11月29日でございますが、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議におきましてインフラ長寿命化基本計画を決定し、地方公共団体が管理するインフラについても、この基本計画に基づき中期的な取り組みの方向性を明らかにする計画ということでインフラ長寿命化計画、これは行動計画でございますが、これを策定することが地方公共団体に要請されておきまして、できるだけ早期に策定するよう求められているところでございます。

なお、先ほど議員がお述べになりました公共施設等総合管理計画の策定期間についてでございますが、先ほど2年間程度ということで作業終了を目指すということでありましたが、先ほど申し上げました総務省の通知には、策定期間については明記されておらず、現在のところは明らかになっていないと認識しているところでございます。

そこで、公共施設等総合管理計画の策定についてですが、これは御指摘のとおり、公共施設のほか、道路、それから上下水道などのインフラを含めた計画ということになりますから、現状や課題を客観的に把握・分析するだけでも相当な業務量となることが予想されます。

また、中長期的な維持管理・更新等の費用を含む財政収支の見通しを立て、この見通しを踏まえた上で、施設を更新するのか廃止するのか、あるいは統合するのか長寿命化を図るのか、今後どのようにそれを所有していくのか、そして管理していくのかについて、十分かつ慎重な検

討が必要となるものでございます。

このように公共施設等の総合管理計画につきましては、公共施設等の最適な配置を目指すものでありますので、全庁的な取り組み体制を構築するとともに、議会を初め住民への十分な情報提供を行いながら検討することが重要であると認識しているところでございます。

これらを踏まえますと、策定作業には相当な時間を要すると考えているところでございます。この後、国から正式な策定要請とともに策定指針の具体的内容が示される予定であります。その指針を基本として、できるだけ早期に策定したいと考えているところでございます。

平成28年度を初年度とする次期米沢市まちづくり総合計画と並行して策定作業を進めることとなりますが、公共施設等総合管理計画に盛り込まれる内容につきましては、可能な範囲でまちづくり総合計画に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、5項目めの職員の適正配置についてでございます。

定員適正化計画については、国、地方とも厳しい財政運営を強いられている中におきまして、本市が地方分権の進展による行政需要の増大、それから質的な高度化に的確に対応し、なおかつ将来にわたって自立的・主体的に施策を行い、持続的に発展していくために策定しているものでございます。

現在の定員適正化計画については、これまでの定員適正化の取り組み実績、それから本市の置かれているさまざまな状況、業務量、職員数、さまざまバランスを考慮した上で、平成27年4月1日までに、平成21年4月1日と比較して、御指摘のとおり30人程度を削減するという目標を掲げたところであります。現在その達成に向けて取り組みを行っているところでございます。

一方で、地方分権に伴う権限移譲の急速な進展などに伴って新たに取り組むべき事業が増加し

ているということから、今後業務量が増加する部署もあると考えられているところです。まずは、その業務量に応じて、民間委託等の推進、それから組織機構の見直し、あるいは再任用制度の活用などによって対応していきたいと考えているところでございます。

ただし、予測を大きく上回るような業務量の増加や定年延長などの公務員制度の動向次第では、計画期間中であっても現行の定員適正化計画の見直しを行うこともあり得るとの認識は持っております。今後、平成27年度からの計画を策定する際にも、業務量の変動に伴う影響について十分に加味する必要があるものと考えております。

次に、組織機構の見直しについてであります。これについては4つの視点に立って作業を進めているところでございます。1つ目は、スクラップあるいはスリム化できる事務及び組織、2つ目は、当面する課題とそれに対応するための組織、3つ目は、市民サービス上、他の部課等と重複している、あるいは一元化すべき事務の洗い出し、そして4つ目として、行財政改革を主眼に置き、課題などを抽出した上での対応策でございます。

社会情勢等が刻々と変化する中で、時代の要請や市民ニーズも変化していることから、これに対応するため、行政組織はもとより事務の内容も常に見直していく必要がございます。

組織機構の見直しは、組織の活性化や事務の効率化を図ることにより、市民サービスの向上や職員が働きやすい職場づくりを推進することでございます。これを踏まえた上で必要な人員を適正に配置しようとするものであり、人員を削減するために組織を見直しているわけではございません。どうか御理解いただきたいと思っております。

さらに、担当制につきましても、人員削減が目的ではなく、例えば一時的に業務が集中する繁

忙期に対応できるように、また、一つの部署でさまざまな業務に柔軟に対応できるように、職員が相互に協力・連携するための仕組みでございいます。これを推進することにより組織力を高めることに寄与するものと考えてございいます。

次に、人員不足のしわ寄せが、市民サービスの低下や事務遂行上での機能低下などを招いているのではないかと御質問でございいます。

これは、定員適正化計画のところ御説明申し上げましたが、現在の定員適正化計画における職員数の目標値につきましては、これまでの定員適正化の取り組み実績、本市の置かれている状況、さらには業務量、職員数との関係について十分に検証を行った上で設定しているものでございいます。

今後とも業務量に応じた職員の適正な配置を推進することにより、市民サービスの低下や事務遂行上での機能低下などを招いたりすることのないよう努めていきたいと考えているところでございいます。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

[原 邦雄教育長登壇]

○原 邦雄教育長 私からは、高橋義和議員の御質問の中の新文化複合施設の運営について、3点についてお答えをいたします。

まず、第1点目の新図書館の運営に市民の声を反映させる仕組みについてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、新図書館の運営に際して、利用者が求める図書館サービスを提供するためには、図書館側の創意工夫はもちろんですが、新図書館の諸活動において市民の声を反映できる仕組みを強化することは、大変重要なことであるとと考えております。

これまでの図書館における市民の意見の反映や市民参加の例を挙げますと、条例で設置されている市立米沢図書館協議会における委員の皆さんの御意見を図書館の活動や運営に反映させて

いるほか、ボランティア団体と話し合いの機会を密にししながら、子供たちに本の読み聞かせをする「おはなしの部屋」を開催してきたところであります。

今年度からは、新図書館の運営に関して市民の関与をより深くするために、図書館について興味をお持ちの方、図書館で新しいことを発見したい方、そしてボランティアとして活動したい方を対象に、図書館サポーターとして募集・登録し、具体的に必要となる知識取得のための養成講座等を開始したところであります。サポーターの皆さんには、今後、読み聞かせや対面朗読、また書架整理など、新図書館のさまざまな運営面において、ボランティアとして参加していただくことを計画しております。

また、図書館の利用者を初めサポーターからも、定期的かつ総合的なアンケートにお答えいただきながら、市民のニーズを取り入れる工夫を行うとともに、さらに市民の声を図書館の運営に反映できる仕組みを検討しながら、「市民が育てる開かれた図書館」を目指してまいりたいと考えております。

次に、新図書館の資料提供サービスの充実についてお答えをいたします。

利用者が感じる図書館の魅力は、第一に、豊富で新しい資料を自由に手にとり館内で読んだり、借り出して利用できることにありと考えております。さらに、高度情報通信社会を踏まえ、インターネット上にある情報など電子媒体のものもあわせて利用することができ、利用者の皆様方の多種多様なニーズを満たすことができることが求められています。

このため、新図書館におきましては、開館時の資料整備の目標として、現在の蔵書数より約6万冊多い30万冊を目指し、幅広い資料の提供に向けて計画的に進めているところであり、一般に公開する開架書架のスペースにつきましても4万冊から15万冊へ拡大するなど、利用者が手

にとって本に接することができるよう準備しているところであります。

また、インターネット検索コーナーの専用端末には、現在よりも5台多い8台のパソコンを設けるとともに、利用者が自分のパソコンを館内に持ち込んで御利用いただける環境もあわせて整えていくこととしております。さらには、利用者が館内の資料を探すための専用端末でありますオパックを、現状の2台から5台に増設するほか、資料の貸し出しをより簡便にする自動貸出機を導入するなど、利用者のサービス向上につながる設備機器類の充実を図ることとしております。

もう一つ図書館が持つ基幹的な機能に、調査相談サービス、通称レファレンスサービスがございます。

こちらにつきましても、新図書館では、現在の図書館の子ども図書室にはない専用の子供用カウンターを新たに設け、利用者のいろいろな御相談に応じる体制を整えるとともに、郷土資料コーナーに関しましても専用のレファレンスカウンターと閲覧室を設け、郷土の歴史を調査・研究するため御案内をさせていただくこととしております。

このように、新図書館の開館に向けて、ハード、ソフトの両面から資料提供サービスの充実を図っていく準備を進めているところであります。

次に、新文化複合施設の管理運営費につきましては、年間おおむね1億8,000万円程度になるものと考えております。この管理運営費には、駐車場を含めた施設全体の維持管理費のほか、新図書館、市民ギャラリー、それぞれの運営費が含まれており、特に新図書館の運営費には、開館後も計画的かつ効率的に図書資料の充実が図られるよう、毎年度の図書資料購入費として約2,000万円を見込んでいるところであります。

なお、管理運営費につきましては、今後詳細について精査をしていくこととなりますが、ある

程度変動していく可能性があることを御理解いただきたいと存じます。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、新エネルギービジョンについてお答えをさせていただきます。

まず、平成20年度に策定をいたしました米沢市地域新エネルギービジョンの進捗状況についてであります。エネルギービジョンでは、利用可能な新エネルギーとして、太陽エネルギー、風力エネルギー、バイオマスエネルギー、廃棄物エネルギー及び未利用エネルギーを掲げております。

そのうちの太陽光発電、本市内における太陽光発電量であります。昨年7月の県の調べでありますけれども、公共施設については累計で32.82キロワットアワーの出力装置、それから民間の大規模な売電設備では、736キロワットアワーの出力設備が整備をされております。一般住宅の太陽光発電の導入であります。これは本市で平成15年度から行っている補助金制度で申し上げますと、累計として159世帯、出力では約700キロワットアワーに相当する設備が図られたということになっております。また、本市内の中小水力発電では、1,400キロワットアワー、風力発電では3.3キロワットアワーの出力設備が整備をされているようであります。

一方で、本市エネルギービジョンの具体的な進捗状況についてであります。新エネルギー情報発信事業として、新エネルギーに関する情報を発信したり、エネルギー教室などによる子供たちへの意識啓発を行ってきております。このうちエネルギー教室は、山形大学工学部の協力をいただきながら、今までに上郷小学校、愛宕小学校で行っており、新年度につきましては、愛宕小学校、南原小学校で行う予定にしております。

バイオマス資源活用事業につきましては、ペレットストーブの導入について平成20年度から県の補助金事業によって整備を進めておりますが、今までで77台の設置を支援してまいりました。新年度は、県の補助にあわせて市の補助も追加をしながら、さらに普及に努めていきたいというふうに考えております。また、4月から開校いたします米沢栄養大学では、木質バイオマス熱利用として、温水床暖房、それから給湯に活用していくという計画であるというふうにお聞きをしております。

次に、教育施設新エネルギー導入事業についてありますが、教育用教材も兼ねて塩井小学校や上郷小学校への設置とともに、公共施設再生可能エネルギー等導入事業として、指定避難所であります小中学校に10キロワットアワー出力の実用的な太陽光発電システムを導入しております。今年度までに愛宕小学校、南原小学校、一中及び六中への導入を行い、今後四中への導入を計画させていただいております。

次に、公共施設新エネルギー導入事業ですが、これについては、中部コミュニティセンターに2.5キロワットアワーの太陽光発電装置を設置しており、今後、公共施設再生可能エネルギー等導入事業を活用して、10キロワットアワーの太陽光発電装置を新文化複合施設へも導入する計画にしております。

それから、クリーンエネルギー自動車導入事業ですが、これにつきましては、公用車としてハイブリッド自動車の導入を平成11年から今年度までに合計5台導入しております。ただ、更新がございましたので、現在3台が稼働している状況になっております。さらに、新年度には1台の電気自動車の導入をする予定にしております。本市のエネルギービジョンにはありませんでしたが、電気自動車の普及を図るため、急速充電器の設置についても並行して努めているところであります。

それから雪氷冷熱活用事業、それからBDF循環システム導入事業、いわゆる廃油からディーゼル燃料を精製する事業であります。これにつきましては、残念ながら具体的な取り組み成果がございませんでした。

以上のように進捗状況としては、太陽光発電をメインにしながら、少しずつではありますが整備が進められてきたところであります。ただし、ビジョンに掲載をしております本市に賦存していると考えられる新エネルギーの総量に対しての活用量として見た場合については、まだまだごく一部の活用にとどまっているのが現状であります。

次に、再生可能エネルギーの利用促進に向けて条例制定の考えはないかというふうな御質問にお答えをさせていただきます。

本市のエネルギー政策の体系は、最上位計画である市のまちづくり総合計画の第4章「暮らしと自然が調和するまち」に位置づけ、その施策としてエネルギーの有効活用を推進すべく米沢市エネルギービジョンを策定しているところであります。

一方で、他自治体の再生可能エネルギーに関する条例、何件か拝見をさせていただきましたが、その中では、その推進のための行政、事業者、市民、それぞれの役割分担と相互協力の必要性がうたわれているようであります。

このことについては、本市のエネルギービジョンにおきましても、推進方策の項目で記述をされており、また、本市の環境基本条例の中でも、地球的視野に立った環境保全の理念と市民、事業者、市の役割を定めていることから、あらためて今この条例化を検討するというのではなく、市民の理解を深められるような実践的なプログラムや目標を今後早期に定めて、PRに努めていきたいというふうに考えているところであります。御理解をお願いしたいというふうに思います。

次に、こうした条例のもとにおいて新たなエネルギービジョンとして改定をすべきではないかというふうな御質問がございました。

現在のエネルギービジョンは、本市に賦存するエネルギー量の8つの重点プロジェクトを示しておりますが、具体的な実施時期までは言及していないという状況になっております。ただ一方で、再生可能エネルギー導入に関する技術には日進月歩のものがある上、本市エネルギービジョン策定時には想定をしていなかった小水力発電がその後注目をされたり、あるいは国の方針として積極的な急速充電器の導入策が講じられるなど、社会環境が目まぐるしく変化をしているのもまた事実でございます。

このような中でエネルギービジョンの基本理念である「地球資源エネルギーを活かした環境にやさしいまちづくり」を基本に据えながら、活用するエネルギーの選定と導入時期の目標を掲げた、3年ないし5年程度の短期アクションプログラムの策定が今必要であるというふうに認識をしております。新年度に早急にこの策定について取り組んでいきたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 冨田産業部長。

〔冨田美佐雄産業部長登壇〕

○冨田美佐雄産業部長 私からは、7番の中小企業振興条例についてお答え申し上げます。

まず、中小企業に関しての認識であります。平成21年経済センサス基礎調査によりますと、市内にある約5,000の民間事業所のうち、従業者規模99人以下の事業所は、事業数が99.4%となっております。従業者の割合では76.8%となっております。このように、本市の商工業を担うのはまさに中小企業であり、雇用の確保、市民所得の向上などに重要な役割を果たしております。また、地方経済の活性化を図り、内発的な産業振興を促進する上でも、中小企業の役割は

極めて重要であると考えております。

こうしたことから、平成26年度において中小企業の振興に関する条例の制定を目指しているところであります。中小企業振興条例の制定に当たりますには、何よりも中小企業現場の実態を知り、経営者の声を聞くとともに、山形県中小企業家同友会や商工会議所、中小企業関係団体、それぞれとの連携・協力により検討を進めることが大切であろうと考えているところであります。

御質問の本市の中小企業振興条例に盛り込むべき内容につきましては、今後検討委員会などで御議論いただくこととなりますので、議員お述べのとおり、先進事例などを参考にしながら、本市の特性を考慮し、本市の地域資源を活用する起業・創業の支援のほか、技術・技能の向上を初めとする人材の育成、経営基盤の強化、産業基盤の整備、中小企業者の組織の促進及び中小企業団体の育成などについて、行政や中小企業者の役割、市民の理解と協力などを規定する内容で検討してまいりたいというふうに考えております。

また、次の段階として、条例をより実効性のあるものとするため、条例をもとに具体的な施策の実施プランの策定についても検討をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、スケジュールに関しましては、平成26年度中の制定を目指しておりますが、今後、関係団体と連携・調整を進めながら、条例案作成のための検討委員会の設置や関係者の共通認識を醸成するためのシンポジウムなどを開催してまいりたいと考えておりますが、詳細なスケジュールについてはこれからになりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 加藤市立病院事務局長。

〔加藤智幸市立病院事務局長登壇〕

○加藤智幸市立病院事務局長 私からは、最後の9

項目めであります米沢市立病院建設についてお答えいたします。

初めに、病院建設の議会への定期的な報告についてであります。市立病院の建設は、議員お述べのとおり、本市にとって大変重要かつ多額の費用を要する大事業であり、市民ニーズに応え将来にわたり良好な医療環境を確保する必要があり、市全体として慎重な対応が求められていることは十分認識しております。

そのため、病院建設の第1段階として、平成24年11月に、外部委員9名から成る「米沢市立病院の在り方に関する検討委員会」を設置し、老朽化の進む病院の建てかえを視野に入れた将来的な病院のあり方に関することについて検討していただき、その報告書の内容を議会に御報告するとともに、当院のホームページでも公開しております。

現在は第2段階としまして、米沢市立病院建替基本構想の策定を進めており、その基本構想に広く市民の皆様の御意見やニーズを反映させるため市民アンケートを実施し、先般その結果を議会に御報告し、市の広報誌で市民の皆様に結果をお伝えするための準備を現在進めております。

今後も、病院建設の進捗に合わせて可能な限り速やかに、議会並びに市民の皆様に状況等を御報告し、御理解をいただきながら病院建設を推進してまいりたいと考えております。

次に、市民とのキャッチボールについてであります。さきに申し上げました基本構想につきましては、議員御指摘のとおり、できる限り市民ニーズを取り入れ、本市全体を見据えた基本構想とするため、初めに基本構想の骨子案を市民の皆様にお示しし、御意見をいただきながら基本構想案を策定し、パブリックコメントの実施により市民の皆様からの御意見を募集し、その御意見を参考に基本構想を策定する予定であります。

このような進め方で議会並びに市民の皆様に積極的に病院建設に向けての情報を公開し、可能な限り御意見を反映させながら計画を推進してまいりますし、今後も適切な時期に議会並びに市民の皆様に情報を公開し、市民ニーズや御意見を可能な限り反映させるという過程を経ながら病院建設を進めてまいります。

次に、今後のタイムスケジュールについてであります。これからの病院建設に向けたタイムスケジュールも市民の皆様に速やかに公表する必要があると考えておりますが、議員御指摘のとおり、病院建設は多額の費用を要する本市にとっての一大事業であるため、国の医療制度の今後の方向性、市の財政状況の見通し、東日本大震災復興事業や東京オリンピック開催に伴う建設経費の動向、医療受給の長期的な見通し、市民ニーズなど、多面的な検討が必要であり、現時点では明確にいつまで建設予定と申し上げるのは難しい状況にあります。

一般的なスケジュールとしましては、現在進めております基本構想策定後、基本計画、基本設計、実施設計、工事着工、新病院竣工となるわけですが、建設場所や建設方法にもよりスケジュールが大きく変わる可能性もあることから、病院建設のスケジュールにつきましては、今後も検討を重ね、計画がある程度固まった段階になった時点で速やかに公表するよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○島軒純一議長 高橋義和議員。

○22番（高橋義和議員） 1番目から順次、再質問をさせていただきます。

自治基本条例や公契約条例については、次期の総合計画の策定の中で市民の皆さんに参画してもらって検討するわけですが、その中で総合的な判断をしていきたいということですが、当局のほうからこういった条例についてどうでしょうかと、こういった条例を制定して市民が主役

のまちづくりをしたいと、そういった提案なりそういったことがなければ、市民の皆さんのほうからこういった意見が出てきたら検討するというのではなくて、そうでないと議論にもならないし進んでいかないとと思うのですけれども、市の幹部の皆さんが事務局を担うわけですが、こういったことを事務局として計画策定の場に一つの提案をするということで考えてよろしいのでしょうか。まず、それについてお願いします。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 そのように考えております。

○島軒純一議長 高橋義和議員。

○22番（高橋義和議員） わかりました。

自治基本条例より先に、議会のほうでも議会基本条例を昨年策定をして、施行してから間もなく1年になるわけですが、やはり常に議会としても、市民とは何かということ問われるような1年だったわけです。そういった点でやはり条例を制定することによって常にいろいろな点で、市民とは何か、市民が主役とは何かということをやっぴり意識して議会運営をせざるを得ないという状況もあったことも事実ですし、なかなか議会としても本当に議会基本条例を市民の方が満足してくれるようにやってこれたのかと、そういった点でもまだまだ不十分な点があったと私は思っています。

ですから、議会もそうですけれども、やっぱり市のほうも、市民との協働を推進しないとだめだということではなくて、条例を制定することによって職員の皆さん、市長も含めてですけれども、常に市民とは何かと、市民が主役とは何かと、そういったことを頭の中に置いての施策を進めることになると思いますので、ぜひそういった観点から、協働というのは市と市民とのパートナーというかそういった対等な関係でありますけれども、市民が主役と市長が言うのであれば、ぜひ自治基本条例については積極的に

進めていていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

2番目については、先ほどの説明で大体わかりました。これもいろいろな財政的な裏づけが必要な計画で、先ほどお話があったように、いろいろな調査、また市民の声を聞きながら進めていかなければならないということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから新文化複合施設、図書館、市民ギャラリーの関係ですが、ぜひ運営、また市民サービスについては、米沢市の場合、いろいろな郷土資料が充実しているということもあって、そういったことも含めた運営をしていくことが重要だというふうに思います。

九州のある市では、民間のレンタル企業屋さんが運営を行ったということで、全国で初めてということもあって非常に話題になりましたけれども、そういった点で費用が削減された割合というのは、非常に微々たるものだとも言われています。30億円もかけて貸し本屋をつくるわけではありませんし、レンタルショップをつくるわけではありません。先ほど教育長がおっしゃったように、やっぱりそういったことを心がけた運営をしていくということが必要だと思いますので、単に安易に費用削減ということから指定管理者ということではなく、きちっと運営については考えていただきたいと思いますので、要望して次に進ませていただきます。

4番については、ぜひ先ほどいただいた答弁で進めていていただきたいと思います。

5番目の職員の定員適正化ですが、質問の中で簡単に触れましたけれども、国や県からの業務委託、権限移譲という名前でかなりのいろいろな業務が委託されてふえていると思いますけれども、その点についてどういうふうに当局は捉えていますか。その点について、まずお願ひします。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 ささまざまな業務が国・県を通して来ているわけです。例えば福祉の業務についても相当程度の業務がふえていると、ただ、それについては、国・県を通しての業務ということでもありますが、直接住民にかかわる大切な業務でございます。それをどうこなしていくか、組織、職員の質も含めてさまざまな検討をしながら万全な体制で臨みたいと、これまでもそのようにしてきたつもりでございます。

○島軒純一議長 高橋義和議員。

○22番(高橋義和議員) 今の人員体制で遂行できるんですか。国や県は業務を下に移譲して、その分、人が減らせるからいいです。米沢市の場合、上からどんどんいろいろな権限移譲ということで業務はふえて、なおかつ人は減らしているわけですね。本当に今の人員でやっていけるのかと、今の通常業務をこなすのが精いっぱいではなかなか回らない。そういったようなことからやっぱりヒューマンエラー、業務するにしてもいろいろなリスクを抱えながら業務をするわけですが、そういったリスクに対して対応するだけの余裕がないと、そういった中で業務を進めてきたから、この間いろいろなトラブル、問題等も生まれてきているのではないですか。

米沢市議会で昨年11月に議会報告会を行いました。その中で市民の皆さんから米沢市に対するいろいろな市民要望や意見をいただきましたけれども、これをまとめた議会だよりの別冊を3月1日に発行したいというふうに議会としては思っていました。しかし、市当局にお願いした市民からの要望等に対する回答が、かなり当局にお願いした期日よりおくれて議会のほうに出てきたので、ちょっと3月1日には間に合わないという状況も起きましたけれども。こういった議会に対する回答に2カ月近くもかかると、こういうのは何が問題なんですか。人が足りないから時間がかかったんじゃないですか。その

点についてはどうなんでしょうか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 人が足りないからではないというふうに、まず申し上げられればいいのですが、確かに時期的なものもありまして、11月、12月、予算編成の時期でもございます。それから、特に市民からの要望については、議会を通して回答するということになれば、精度も問題になります。そういうことから、慎重を期す意味である程度時間をいただいたのもあります。

そういうことで、必ずしも人が足りないからではなくて、その時期も含めて内容も含めて時期がちょっとおくれてしまったということかなと思っております。

○島軒純一議長 高橋義和議員。

○22番(高橋義和議員) 時期もあるということですが、こういったいろいろな問題に的確に対応できるだけの組織が本当は必要なんでしょう。時期が予算編成とかいろいろな年度末とか、そういう時期もあって当初の議会が回答をお願いした期日まで間に合わなかったというような。ですから、逆を返せば人が足りないことに間違いはないわけですから、今回の新文化複合施設の問題で、市長のほうからは再発防止策をとりますというようなことが、一つの問題に対してその再発防止策をとるというのではなくて、一番最初の借地借家法に対する見解もそうですけれども、業務を行う上ではいろいろな点でいろいろなトラブルが発生するということを想定して進めなければならないというふうに思います。つまり民間でいうリスクマネジメントですか、こういった考え方が必要だと思います。

ですから、一定程度ミスがないようにダブルチェックをすとか、そういった対応を当局もしていますけれども、そういった対応をするためには、ダブルチェックをすということはそれだけ人手が倍かかるということでもありますから、ぜひ再発防止のためにはやっぱりそれに

合った人員体制というのは考えていかななくてはならないと思うのですが、そういった考え方には立てませんか、どうでしょうか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 人員配置する上での基本は、繁忙期の業務ではなくて、通常期の業務が基準になるのかなと思います。先ほど申し上げたような予算編成の時期あるいは今回の新文化複合施設のまさに12月議会を前にしての対応、そういった時期はあるかと思いますが、基本的には繁忙期ではなくて通常期をもって人員を配置すると。ただし、繁忙期については臨時職員で対応するなり、あるいは担当制を導入して柔軟な対応で連携に努めると、そんなことでさまざま対応していきたい。今後もそういった考えではあります。

○島軒純一議長 高橋義和議員。

○22番(高橋義和議員) 繁忙期だけでの問題でなくて、議会に報告しなければならない、そういった余裕が頭がないと、そこが通常業務をこなすだけで頭に余裕がないから議会のほうに報告がおくれたりそういった部分が出てきているのではないのでしょうか。最後ちょっと市立病院を聞きたいので、要望で終わらせていただきますので、ぜひそういった必要な人員体制で進めていっていただきたいと思います。

市立病院の建てかえについてお尋ねします。

病院の建てかえの場所、現地ですか、別の場所に移すかという問題もありますけれども、まちづくりという観点からすれば、今の建替検討委員会は市立病院の内部だけで行っていますけれども、まちづくり総合計画でどこに市立病院があるのがふさわしいのか、そういった観点を考えれば、やっぱり市長部局も含めて市立病院の新しい場所はどこが適切かということを考えていく必要があると思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 御指摘のとおり、病院建設地、建てかえに伴ってというふうな条件つきではありますが、移転する場合については、病院本来の持っている機能が十分に発揮できるようにするということはもちろんありますが、総合病院の配置というのは、都市機能の高度化や周辺地域の活性化に結びつく極めて重要な要素であります。そうした観点から、まちづくりの問題として、これは担当部局だけではなくて市全体としてどうあるべきかを多面的にこれは検討していく必要があるというふうに認識をしております。

○島軒純一議長 高橋義和議員。

○22番(高橋義和議員) あと財政の問題についてもお伺いしたいのですけれども、民生常任委員会の中で市立病院のほうからは、市長部局からの繰り入れはルール分だけであると、原則的にルール分を除けば市立病院の収入に見合った範囲内、つまり支払い能力の範囲内で建物を建てたりいろいろな医療機器を整備しなければならないというような答弁がありました。

さっきの病院事務局長の答弁の中では、東日本大震災の復興の関係、それから東京オリンピックなど、ますます建築資材等の値上げ等が想定されているいろいろな見えないというような言い方をされました。そういったことを考えれば、その市立病院の収入に見合ったということだけでなく、議会の中でも新文化複合施設よりも病院のほうが重要でないかという意見も出ていますし、どちらがあれだと別にしても重要な施設ですから、ルール分と別に市立病院への建設に対して、ある程度建設費関係の高騰とかそういった分に対応するための市財政としての繰り入れ等も考慮していく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 現段階ではルール分ということにとどめたいと思っております、今後のこ

とにつきましては、当然総合計画の中に具体的な金額として載ってまいりますので、その中でさまざまな議論をされるべきものと思っております。

○島軒純一議長 以上で市政クラブ代表、22番高橋義和議員の代表質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時31分 休 憩

午後 2時40分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここであらかじめお諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

明誠会代表、3番高橋嘉門議員。

〔3番高橋嘉門議員登壇〕（拍手）

○3番（高橋嘉門議員） 明誠会の高橋嘉門です。

ここ数日寒気が抜けまして春めいてきておりますが、例年ですと中国大陸から黄砂が降って、何か黄色くなったなという気がするのですが、きのうからPM2.5というようなことで、置賜では70ぐらい高くなっているということです。新しい何か課題、問題かなと、西日本だけかなと思ったら大変、私はたばこを吸うのですが、それ以上の被害だそうなので、ぜひ対策等も市民にお知らせいただきたいというようなことを思います。

それでは、市政運営方針について質問いたしま

す。

市政運営方針の中で、市長は、昨年の出来事を振り返って、明るいニュースがあり前向きに明るい展望が開ける1年というふうなことで総括しておられますが、大変明るい前向きなことは大切であります。同時に多くの問題、課題もありました。新年度に向けまして、議会、当局として積み残した問題、課題を真摯に受けとめ、解決に向けて真剣に取り組み、市民生活の向上と信頼される市政運営に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、その考えの中で質問いたします。

1、豊かで活力ある産業のまちづくり、有機エレクトロニクス分野の産業化支援の進捗と取り組みについて。

山工工学部を中心に有機エレクトロニクス研究センター、イノベーションセンターなど、研究・事業化に向けた施設が整備されてきております。これまでの本市の産業化支援の状況と事業化の進展による地元企業の事業化の現状についてお伺いいたします。

近い将来、本市の雇用拡大と産業振興の牽引役となるよう期待するものですが、工学部や地元産業界との連携を強化して、参入企業の拡大や企業の誘致につながる進展に向けた今後の支援のあり方について質問いたします。

また、今後、多種多様な多くの企業参入を進める上で、工学部からイノベーションセンターのスペースが狭くなるのではないかとということで、企業の研究・事業化に向けて賃貸の研究施設の需要が出てくるのではないかとという声がありますが、どうお考えですか。

一方で、市民から、参入企業は米沢で研究・開発のマザー工場として、本格生産体制は他地域で進めていくのではという懸念がありますが、そのことについてどのように認識されておりますか。

次、山形デスティネーションキャンペーンの本

市の取り組みについて。

新年度、県、JR、観光エージェンなどによる大々的な山形デスティネーションキャンペーンが展開されますが、本市としての独自の取り組みと地元関係団体や観光業界との協調連携体制は図られていますか。そして、その経済波及効果はどのくらいに見ておられるのかお伺いたします。

このデスティネーションキャンペーンが一過性にとどまらず、本市の自然、歴史、食材など、特色を生かしたおもてなしによる強力な誘客活動を展開して、今後の本市の観光事業、産業の振興の大きな契機となるための施策の展開を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。また、県も力を入れている外国人観光客の拡大への取り組みはどのように考えておられますか。

次、本市の農業振興施策について。

農政の転換として生産調整の見直しを実施されますが、今後、農地の集約化、大規模経営を目指した経営体、認定農家への施策が重点化されます。本市農地の状況として、河川の上流部、中山間部の農地の荒廃が懸念されますが、このたびの農政の転換は、特に本市の小規模農家、中山間地域の対策は、国・県ではどのような対策なのか。また、本市として独自に対策を講じられるのかお伺いたします。

次に、悪臭問題の解決に向けて、新年度、養豚業者対策として、移転に向けた移転地の環境調査実施の予算が計上されておりますが、どのように進められるのかお伺いたします。また、本市の畜産振興の観点から今後どのようにこのことについて進めていかれるのかをお伺いたします。

また、本市として農産物の特産品の生産・販売拡大は、農業・観光振興には不可欠であります。そのためにも、農産物に付加価値を生み出し情報発信していく農業分野での6次産業化の推進が重要と考えますが、本市の6次産業化の現状

と支援対策はどのように取り組まれていますか。特に米沢牛や畜産物のブランド強化に向けて、食肉公社でのHACCP（ハサップ）認証取得に取り組んでいく考えはありますかお伺いたします。

次に、教育と文化のまちづくり、（1）新文化複合施設を中心市街地活性化にどのようにつなげるのか。

中心市街地活性化に向けて、将来的に交流人口を年間20万人を目指し、にぎわい創出していく核施設として、新文化複合施設が、建設地問題、建設費の増大などで当初計画を大幅に変更せざるを得ない状況の中で実施されていますが、この活性化の第1段階としての歴史公園、中部コミセン、武者道などの公共的整備は終わりましたが、核施設のおくれは今後の事業展開に影響は出ないのかお伺いたします。

また、第2段階としての「まちなか居住」や商業活性化など、民間活力によるにぎわい創出に向けた事業計画実施に向けた取り組みは進んでいるのかお伺いたします。その役割を担う中心市街地活性化協議会での協議、計画策定の状況は進展しているのでしょうか。

このように市民を二分する状況の中では、中心市街地活性化協議会の協議の状況などを定期的に中間報告をしていき、市民の理解を得ていくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。将来的には、中心市街地活性化の事業を担う（仮称）まちづくり会社の設立に向けた取り組みの状況と中心市街地への公共交通網のアクセス向上対策は議論・計画されているのか、お伺いたします。

（2）本市の目指す「がってしない子ども」の育成について。

「がってしない子ども」は方言ですが、くよくよしない、たくましく前向きな子供らしい子供が想像されますが、また、いたずらもけんかもしても成長していくということも大切かなとい

うようなことも思います。

さて、天童市の女子中学生の痛ましい事件が起き、いじめ対策を講じても全国的に後を絶たない状況は大変残念であります。本市における痛ましい結果が起きないためのいじめの未然防止や早期感知していく方策について改めて伺います。

また、スクールガイダンスプロジェクト事業は不登校対策として10年以上継続し、一定の成果を上げ定着した重要な事業と認識しております。不登校対策は、小学校は減少傾向であります。適応障がい児の対応もあります。中学校ではなかなか増減があり対応に苦慮されておられると感じますが、現状と問題点について伺います。そして、各学校との連携体制と生徒の学校への復帰の状況について伺います。

「がってしない子ども」の成長のために、学力と運動のバランスのとれた教育が大切であります。学力調査を実施しておりますが、その結果をどのように活用し、学力向上につなげているのか。また、スポーツの不得意な子供が苦手を克服していくための対応はどうか、お伺いいたします。

次に、社会教育・生涯学習の推進について。

昨年、「輝くわがまち創造事業」が各地区コミュニティセンターを中心に実施されておりますが、地域活動に多くの住民参加を図り、地域の活性化に向けた特色ある取り組みを計画・実践していく過程の中で活動のリーダーやボランティアが育成され、次の地域づくりにつながっていくことを期待するものです。この3年間の実践活動を契機として、各地域において人材や活動実績を生かして社会教育・生涯学習活動の推進へと結びつけていく方策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、生涯学習活動の推進の中で、コミュニティセンターの地域活動活性化に向けて幅広い年齢層が主体的に活動をリードする人材の養成が

不可欠と思いますが、この人材の育成は、社会教育としてはどのように取り組まれているのかお伺いいたします。コミュニティセンターが主体的に取り組む各教室やセミナー、講習会が開催されておりますが、そのレベルアップや市民の参加拡大に向けてどのように施策を実施されているのか、お伺いいたします。

次に、安心して安全に暮らせるまちづくり。1つ、子ども・子育て支援新制度への移行に向けた本市の取り組みについて。

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度への移行に向け、本市でも子ども・子育て会議が設置され、計画策定準備が進められておりますが、本市の幼児教育・保育は、私立幼稚園、私立認可保育所、児童センター、認可外保育所で実施されています。近年、待機児童の解消や需要の多い乳児保育が、認可保育所の定員増員で進められております。しかし、歴史的にも本市の幼児教育を支えてきた私立幼稚園は定員割れが続いています。保護者のニーズなんだろうが、保育所に幼児が偏った状況と施策となっております。

そこで、幼保の一元化に向けて認定こども園制度が打ち出されましたが、厚労省と文科省という監督官庁の違いから進展しない状況がありました。新制度では、子ども・子育て関連3法が成立し、認定こども園制度を改正し、財政措置、給付が一元化され、国が共通の公定価格を決定した施設型給付が創設される方向ですが、本市の状況を踏まえたスムーズな新制度に向けた考え方と子ども・子育て会議での検討状況についてお伺いいたします。

また、本市では幼児の定期健診は3歳児と学校就学時の健診が実施されておりますが、また、発達障がい児の早期相談支援事業として5歳児発達相談と施設巡回相談が実施されております。これは、人数的な制限や個人相談ということで保護者の発達障がいに対する認識の違いから受

診率が低く、現場の意見として就学時よりも5歳児の一斉健診であれば、発達障がいなど早期発見・治療ができるので有効であるという意見がありますが、このことについてどのようにお考えですか、お伺いいたします。

次に、公共交通機関の充実について。

廃止代替路線バス事業は、市民の公共交通の確保、福祉の向上のため運行されていますが、乗車率が低く、空気バスと言われております。これまで利用者向上に向け、料金の実証実験や路線住民との懇談会を開催し、市民の望むバス運行に向けた検討が進められておりますが、なかなか進展しない状況にあります。市民の望む足の確保、高齢者が閉じこもりにならない利用しやすいバスシステムは、現在どのように検討され、今後どのようなシステム導入がなされ、いつから実施されるのかお伺いいたします。また、民間事業者との協議と連携強化に向けた取り組みは進展しているのかお伺いいたします。

そして、市内における公共交通の空白地域の交通システムの検討と導入を、いまや全国、県内各地で先進事例が多数ある中で、遅過ぎる本市の対策を早急に進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、生活困窮者の自立促進支援について。

地方経済へのアベノミクス効果は限定的で、反面、ガソリン価格や輸入製品関連で消費者物価が上昇し、また、4月から消費税増税を控え、市民生活の負担拡大が予想されます。

本市の生活保護世帯は、雇用状況の悪化や高齢化や障がいのある人の増加や重度化により、平成23年がピークだそうですが16.2パーミルと、県内平均が6.1ですので、かなり高い水準にあります。現在は11ぐらいいだそうですが、本市の生活保護世帯の実情として、高齢化の中で生活支援、医療支援などの現状と、若年層の現状と就労支援についてお伺いいたします。

そして、県内でも米沢市の保護率が高い水準に

あるのはなぜなのか、検証されているのかお聞きいたします。

新年度から生活困窮者の自立就労支援モデル事業はどのように取り組まれていくのか、そしてどのような効果を期待されているのかお伺いいたします。

最後に、行政組織の見直しについて。

新米沢市行財政改革大綱の重要施策として、多様な業務に的確に対応できる組織の見直しが進められておりますが、その見直しの具体的な視点として4点あり、スクラップ・アンド・ビルド、スリム化、重複事務の一元化、そして当面の課題への対応を念頭に置き、見直しが検討されております。

市民への対応として俗に言う「たらい回し」ではなく、多様な事務に幅広く対応していくことに努力されていると思いますが、反面、事務の効率化やスリム化が優先され、人員の削減により行政組織内部の縦割り行政は解消されているのかお聞きしたいと思います。

そして、行政組織全体としての総合調整機能は強化されているのか、各部署の連携体制が構築された行政運営がなされているのか、一連の新文化複合施設建設や中心市街地の整備事業関連では危惧される点が多々あるように感じますが、いかがでしょうか。

また、事業事務の効率化、スクラップ・アンド・ビルド、スリム化を進める上で、事業事務の質の向上や市民サービスの向上について、各担当での連携強化のあり方などを検討されているのかお伺いいたします。

そして、行政サービスの多様化、複雑化する中で、組織の見直しだけでなく職員の意識改革や資質の向上が必要不可欠と考えますが、職員の研修体制や内容が、現状の行政ニーズ、サービスに対応できる見直しが行なわれている研修なのか、研修について質問いたします。

以上、4点について壇上よりの質問といたしま

す。

○島軒純一議長 安部市長。

[安部三十郎市長登壇]

○安部三十郎市長 ただいまの高橋嘉門議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、豊かで活力ある産業のまちづくり、そして、2番目の教育と文化のまちづくりのうちの新文化複合施設を中心市街地活性化にどうつなげるか、さらに、3番目の安心して安全に暮らせるまちづくりのうちの(1)子ども・子育て支援新制度への移行に向けての本市の取り組みについてお答えをします。その他につきましては部長よりお答えします。

初めに、有機エレクトロニクス分野の産業化支援の進捗と取り組みについてお答えします。

高橋義和議員の御質問にもお答えをいたしましたので重複するところがあるかと思いますが、御承知いただきたいと思えます。

本市におきましては、これまで、有機エレクトロニクス関連技術の産業化につきまして、県と連携を図りながら、次の3点を柱としてさまざまな支援を行ってきました。

すなわち、有機エレクトロニクス技術開発拠点の形成、有機エレクトロニクス技術を活用した市内企業の事業化、有機EL照明の普及及び市場拡大であります。

このうち、有機エレクトロニクス技術開発拠点の形成に向けて本市が支援を行っている山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンターにおいては、昨年の4月に開所以来、有機ELのほか、有機トランジスタ、有機太陽電池、蓄電デバイスの研究が行われており、現在7社が共同研究を行っています。

また、3月に稼働予定の蓄電デバイス開発研究センターでは、企業とともに蓄電池のセパレーターの高性能化に向けた開発が行われる予定となっているほか、蓄電池のその他の部材につきましても順次開発研究が行われる予定となっております。

おります。このように、山大の各施設では、産業化に向けた取り組みが着実に進んでいる状況にあります。

次に、地元企業への波及効果と今後の支援でございますが、市内企業が共同して「有機EL照明実用化研究会」を立ち上げ、有機EL照明の産地化を目指して製品の開発などを行っております。また、さまざまな企業で有機エレクトロニクス製品の製造設備の開発や関連技術の研究が行われており、次第に地元企業の有機エレクトロニクス関連分野への参入がうかがえる状況になってきております。

このような状況を受けて、本市としましては、さきに申し上げました3つの施策の柱により、本市における有機エレクトロニクス分野の一層の産業化を支援してまいりたいと考えております。

次に、有機エレクトロニクスの実用化に向けた賃貸工場を本市が準備する予定についてであります。現時点では計画はないものの、今後こうした要望があった場合には、将来構想を見据えながら判断していく必要があるものというふうに思っています。

また、実際の事業化に当たって市外での生産を行うことにつきましては、開発研究段階と本格的な生産段階では規模が異なるため、そうした事態も想定されることと思えます。しかしながら、本市における有機エレクトロニクス技術の開発拠点としての優位性等をアピールして、そうした事態にならないように頑張っていきたいと思っています。

続いて、山形デスティネーションキャンペーンの本市の取り組みについてお答えします。

本市の独自の取り組み並びに関係団体との連携につきましては、大きく3つあります。

1つ目は、観光物産協会を初め5つの観光施設が連携して昨年のプレキャンペーンで実施をしました、各博物館施設の共通入館券「米沢観る

パス」を継続して実施をしております。

2つ目は、関係団体が山形デスティネーションキャンペーンにあわせて主体的に実施を予定している関連イベントに支援を行い、本格キャンペーンを盛り上げていきたいと考えております。

3つ目は、温泉米沢八湯会で新しい駅弁の開発を行っているほか、民間や関係団体の間でも異業種交流の取り組みが生まれるなど、新たな動きも出ておりますので、支援していきたいというふうに思っております。

次に、このキャンペーンによる経済波及効果ですが、宿泊、交通、土産などの直接的な観光消費にとどまらず、日帰りや通過型の観光から滞在型の観光へ移行することで、より経済波及効果は高まるものと認識しております。このため、今回のデスティネーションキャンペーンにおいては、こうした宿泊を伴うプランの造成やまち歩き、体験観光などによって滞在時間を長くするような取り組みをさらに進めてまいりたいと思います。

また、滞在型観光の推進により農産物等の消費の増加が見込まれることや、商店や米沢織など従来は観光と余り連携してこなかった業種においてもかかわりを構築することで、さらに経済波及効果が高まるものと考えております。そうした意味でも、本キャンペーンの方向性の一つである県民総参加、産業総参加を促進してまいりたいと考えております。

続いて、このキャンペーンを今後の観光振興にどう生かしていくかについてですが、観光資源の掘り起こしと磨き上げを行い、誘客の柱となる地域の受け入れ企画をつくり上げ、二次交通、観光案内機能、市民のもてなし意識の啓発など、観光客の受け入れ態勢の整備充実を図ってまいります。

次に、海外からの観光誘客についてですが、本市観光スポットを県のツアーコースに組み入れていただくことや、外国語のパンフレットの制

作のほか、案内標識や史跡等の説明板の外国語表記を進めてまいりたいと考えております。

つけ足して申し上げるわけですが、先日、テレビの「秘密のケンミンSHOW」を偶然見ました。そうしましたら、米沢地方のみそ餅というのが紹介されていて、タレントの方々が、要するに紹介を受けている人たちが驚いていることに、驚きました。すなわち、全国どこにでもあるものと思っていたところ、そうでなかったというのがあって、それは私だけが驚いたわけではなくて、あの後さまざまところの会議で大変話題に次々となっております。また、長井のタスの中にある観光物産施設や、あるいは米沢の観光案内所の売店やさまざまところで、テレビで放送になった途端注文が来て、受注が追いつかないというような話もお聞きをいたしました。

私たちは、案外ほかにはないものでありながら、どこにでもあるものと思っような、そういうことに陥っているものが身の回りにたくさんあるのではないかというふうに思ったわけがあります。もう一遍身の回りを点検してみて、実は当たり前と思っようなけれどもよそには全くない、食べ物だけでなくさまざまにそういう魅力あるものがあるのではないかという魅力再発見、そういうことも必要でないかというふうに感じている次第であります。

続いて、本市の農業振興施策についてお答えをいたします。

初めに、今般の農業政策の見直しを踏まえた中山間地域や小規模農家への対応策についてですが、新たな農業・農村政策では、担い手を中心とした地域農業の再編を制度の基本としていることから、担い手以外の農業者については収入減少を補填する対策や、大豆、ソバなどの内外価格差を補填する制度が段階的に対象外となることや、米への直接支払交付金が半額の7,500円となるなど、これまでの支援対策が後退する形

となっており、中山間地域や小規模農家などへの影響が大きいと考えておりますが、一方、日本型直接支払制度の創設で農地の維持活動に対する支援が充実されることや、農地中間管理機構の創設に伴って、地域での農地の集積・集約化に対する支援や、中山間地域では、耕作放棄地や小規模な農地を簡易基盤整備を実施した上で担い手に貸し出すことが可能になることなどから、地域で連携しながら制度をうまく活用し、個々の農家の所得を最大限に確保していくことが重要であると考えています。

また、国の支援制度の活用以外にも、一例を挙げれば、南原地区の中山間地域では、集落の高齢者が中心となった法人を設立し、米、ソバ、花卉などの作物を組み合わせた周年栽培に取り組み、地域内での雇用や所得の確保に結びつけているといった優良事例などもありますので、それぞれの地域特性と創意工夫を生かした新たな取り組みを進めていくことも重要であると考えております。

次に、悪臭問題の解決も踏まえた、本市畜産振興の方針についてですが、本市農業の基幹作物は水稲ですので、農業産出額の第2位は畜産となっており約30%を占めております。積雪の多い本市においては、米との複合による周年農業の実現には欠かすことのできない部門であり、米沢牛を初めとするブランド力によって農家所得や農家以外の関係者に及ぼす経済効果や影響も大きく、本市にとっては極めて重要な産業であると認識しております。

しかしながら、生産者の高齢化や価格低迷、資材高騰などにより畜産経営は極めて厳しい状況にありますので、引き続き、国や県、本市独自の支援を活用しながら、意欲のある担い手の育成、生産基盤の強化、畜産物の販路拡大、置賜地域の流通の拠点である米沢市食肉センターの活用などの取り組みを充実させるとともに、周囲の住環境に悪影響を及ぼすことのないよう、

生産規模の拡充に当たっては十分に配慮した計画を立てることや、現在問題となっている悪臭については、全面解決と畜産振興の両方が成り立つような形での解決を図っていきたいと考え、今さまざまに協議中であります。

次に、米沢市食肉センターにHACCP（ハサップ）を導入し、ブランド力や輸出の強化を図るという点であります。現在、米沢市食肉センターはHACCP（ハサップ）には対応しておらず、独自の衛生対策を行っておりますが、平成26年度に加工棟に内臓処理施設を併設することに伴って、米沢食肉公社においては、平成28年度ごろをめどにHACCP（ハサップ）の取得を目指していきたいという考えであり、それによって信頼性向上やブランド力の強化につながるものと考えております。

なお、輸出につきましては、輸出認定工場となるために多大な改修費用がかかることや、HACCP（ハサップ）で管理された衛生管理システムの導入などの厳しい要件をクリアする必要があるほか、特定の国へは生後月齢30カ月未満の牛しか輸出できないなどの問題もありますので、引き続き研究していきたいと考えております。

次に、6次産業化の現状と今後の推進方法についてですが、6次産業化の取り組みにつきましては、農畜産物の付加価値を高め、農村地域における雇用の確保と所得向上を目指すための有効な手段であり、本市においても、国や県の支援制度を活用しながら、農林漁業者みずからが生産・加工・流通（販売）に一体的に取り組む事例や、農林漁業者が2次・3次産業である加工業者と連携して新商品や特産品の開発・販売などを行う事例が幾つか出てきておりますが、最近足踏み状態が続いております。

農林水産省が農業者を対象に行ったアンケート調査によると、6次産業化に取り組む場合の課題として、「ノウハウや技術を持っていない」

「資金が不足している」「労働力が不足している」「他産業の連携先が見つからない」などが挙げられておりますので、今後も引き続き、さまざまな情報の提供や連携先とのマッチング、国や県、市の支援制度の活用、専門家派遣など、農業者が一步踏み出せるよう後押しする形での支援や事業開始後の安定経営、販路拡大に向けた支援などを、関係機関と連携しながら進んでいきたいと考えております。

さらに、この6次産業化と少し関連があるのであえて申し上げますが、東京で工業立地セミナーが1月31日にありました。そして、その後、「おもしろなアンテナショップレストラン」のオープンが2月にありました。さらには、2月の中旬には、「おもしろな観光大使」との懇親会もありました。そういうような一連の中でさまざまな情報もたらされて、結果的には、そういう場でお出しした米沢の地酒の中からワインが、横浜のホテル等に卸しをしている会社でとりあえず200本という御注文をいただいて、これから大量にお取引されるような糸口が出てくるとか、あるいは横浜のライオンズクラブの方々が4月にバスで米沢にツアーに来るとか、さまざまな結果が出ております。

ですから、さまざまなことの連携によっていろいろなものが生み出される可能性があるという体験を2月にいたしましたので、そういうようなものも大事にしていきたいものだというふうに思っている次第であります。

続いて、中心市街地の活性化についてであります。

初めに、中心市街地活性化協議会における活性化に関する検討状況及び第2段階として実施が予定されているまちなか居住や商業活性化などについての検討状況についてお答えをいたします。

平成24年1月に商工会議所が中心となって中心市街地活性化協議会が設立され、現在まで6回

の協議会を開催し、都市再生整備事業の進め方やまちづくり会社や商業を中心とするソフト事業に関する情報の共有化を図りながら、中心市街地のまちづくりについて、さまざまな角度から協議を行ってきたところです。

さらに、先進地視察、弘前であります。この先進地視察を行うとともに、中心市街地活性化の必要を理解していただくためのまちづくりセミナー及び中心市街地のまちづくりへの市民参画と理解を深めていただくためのまちづくりフォーラムを企画開催するなどの活動を行ってきたところであります。

続いて、まちづくりの第2段階として進めることになっている、まちなか居住や民間活動を充実させるための商業の取り組み事業の推進についての検討状況ですが、中心市街地活性化基本計画に掲載しているまちなか居住の推進に関する実施事業については、3つあります。1つ目が高齢者向け優良賃貸住宅供給事業であります。2つ目は、UIJターン促進事業であります。3つ目は、市民まちなか居住促進事業であります。これらについて着実に推進することが大事だというふうに考えております。

さらに、民間活動を充実させるための商業等の取り組み事業については、現段階では、中心市街地活性化基本計画に登載されているまちづくり会社の設立、新規事業者の育成や出店支援を初めとする新規・継続を含めた34の実施事業の推進というのがあるわけでありまして。これについては、関係団体からの意見をお聞きする。あるいは先進地の事例を参考にするというところで、事業推進に向けて検討していきたいと考えております。

続いて、新文化複合施設を生かした町なかのにぎわいづくりについてですが、中心市街地活性化の先導的役割を担っております新文化複合施設、西條天満公園、武者道を初めとする都市再生整備事業によるハード整備は、平成27年度ま

で完了する見込みとなっております。

また、まちづくりの第2段階として、今申し上げました中心市街地活性化基本計画に登載されている事業を推進していくわけですが、これら新文化複合施設で生み出された交流人口をまちのにぎわいにつなげていくためには、新たな民間活動の充実が必要だというふうに考えております。

次に、まちづくり会社の形態や市のかかわり方など、まちづくり会社の進展状況についても簡単に御説明をいたします。

まちづくり会社の形態につきましては、2つ考えられます。1つは、まちづくり会社が継続した事業活動を行うために、設立時から継続的に事業を実施できる経営基盤を持った会社組織を立ち上げることにするか、あるいは、もともとある民間企業をベースに、ソフト事業とハード事業を一体的に事業展開する企業に転換するかのどちらかになるというふうに思っています。

また、同時に、まちづくり会社がどのような事業収益を構築していくのか、事業の創出そのものの検討も不可欠であると考えています。

一般にまちづくり会社が行う事業は収益性の低い事業分野であり、特殊な経営環境のもとにある組織であるという認識を関係者間において共有して組織をデザインする必要があり、拙速に結論を出すことなく、より多くの市民や関係者の中での議論を深めながら進めてまいりたいと思います。

最後に、安心して安全に暮らせるまちづくりの中の子ども・子育て支援新制度への移行に向けた本市の取り組みについてお答えをいたします。

平成27年度に施行される子ども・子育て支援新制度では、幼稚園について4つの選択肢を設けております。大きく分けて2つに分類されますが、1つ目は、新制度による給付制度施設型給付を受ける選択と受けない選択であります。給付制度の施設型給付を受けない場合は、現行ど

おり私学助成制度を受けて経営を行う幼稚園として残ることができます。給付制度施設型給付を受ける場合には、さらにその中で3つの類型に分かれます。

1つは、幼保連携認定こども園となる方法であります。この認定こども園には幼稚園と保育所の学校及び児童福祉施設が備わることになりますが、新制度における幼保連携認定こども園については、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設として、現在国の子ども・子育て会議の中で審議が続いております。また、現在の幼保連携認定こども園とは違い、改正認定こども園法に基づく単一の認可となり指導監督も一本化されることなどから、来年度、県が新たな条例を策定することになっております。

次に、施設型給付を受ける幼稚園型認定こども園であります。幼稚園に保育所的機能を持たせた施設であります。体系は現行どおりとなり、幼稚園において3歳児未満の預かりを行うなどの事業であります。

最後の一つは、幼稚園として施設型給付の対象となる選択であります。施設体系は現行どおりです。施設給付額は、今後示される予定の公定価格によって決まっております。基本的にこの施設型給付は、利用者に対する個人給付であります。確実にサービス費用に充てるため、施設が法定代理受領することになり、利用者、すなわち保護者は、現行の負担水準を基本とした所得に応じた応能負担となる保育料を施設に納めることとなります。

来年度策定される米沢市子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、平成27年度から5年間の学校教育・保育の「量の見込み」を定め、不足がある場合には整備を図ることになっております。幼稚園及び保育所からの認定こども園への移行の義務づけはありませんが、国においては、

認定こども園への移行を促進するため、幼稚園・保育所の希望に十分に配慮して、県の計画で、需要に県で定める数をプラスして供給の設定をすることとなっております。

市といたしましては、幼稚園、保育所に対し情報提供に努め、各施設の意向が十分に反映されるよう、こども課の体制強化を図りながら取り組んでいきたいと思っております。

最後に、発達障がいについてですが、発達障がいを早期に発見するためには、お子さんが集団生活を送る中で、幼稚園等就学前施設と専門機関が連携・協働して見ていく体制が必要です。

そのため、平成21年度から、保育園・幼稚園等巡回相談を実施し、お子さんや保育者の困りぐあいを理解し、保育者の気持ちに寄り添いながら保育士、保健師等と一緒にどのようにできるかを考え、専門相談につなげるなど支援しています。

また、平成22年度から実施している5歳児発達相談については、実施に向けて米沢市医師会と検討を重ね、医師を初め専門的スタッフの確保や健診後の療育機関等の支援体制、就学までの期間等を考え、幼稚園等から気になるお子さんを相談に結びつけていただくことが望ましい方法であると判断し、全員対象の健診ではなく個別相談として実施しています。したがって、平成26年度において5歳児健診を実施する予定はございません。

しかしながら、最近では、療育期間を考えると、5歳児ではなくて1歳6カ月児健診や3歳児健診に、自閉症スクリーニングの尺度を盛り込むなどの考え方も出てきているようです。今後は、さまざまな情報を収集し、早期発見・早期支援のためのよりよい体制の整備について検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、高橋嘉門議員の御質問のうち2番目の教育と文化のまちづくりの中の本市の目指す「がってしない子ども」の育成について、4点について御説明をいたします。

初めに、本市のいじめの早期発見、未然防止の取り組みについての状況についてお答えをいたします。

平成24年度のいじめ認知件数は、小学校11件、中学校7件となっております。昨年度中に全ての事案が解消となっております。いじめの内容としましては、「からかいや悪口を言われる」「嫌なことをされる」などであります。

早期発見、未然防止の取り組みとしまして、休み時間や放課後の雑談で児童生徒の様子把握、あるいは各校で定期的な教育相談や心のアンケート等の実施、年2回の「Q-Uアンケート」の実施と分析、日記や自学ノート、生活カード等の記載内容からの情報収集などがあります。これらから得た情報について、子どもを語る会、ケース検討会などを開いて、教員間で情報を共有するとともに、必要に応じて外部機関とも連携を図りながら学校全体で見守り、変化に気づく体制をとっております。

また、未然防止に向けては、「どんなことがいじめなのか」の共通理解はもとより、教職員と児童生徒の信頼関係の構築に努めるとともに、一人一人を大切にされた学級経営の中で、学力、心の教育、人間関係構築力を図る指導を心がけております。

次に、中学校における不登校生徒の学校復帰に向けた取り組みについて御説明をいたします。

不登校につきましては、スクールガイダンスプロジェクト開始当時と比較しますと、小・中学校ともに減少しておりますが、ここ数年は小さく増減を繰り返しております。特に中学校における不登校生徒の学校復帰に向けた取り組みとしましては、各校に配置している適応指導員による該当生徒への家庭訪問、校内別室での丁寧

なかかわり、ガイダンス教室での学習支援やかかわりの練習、また、担任のガイダンス教室訪問、行事等への参加など、ガイダンス教室と学校とのつながりを大切にしたい取り組みが挙げられます。

また、小・中学校の接続を丁寧にとということで、年3回開いております米沢市不登校対策会議の中で、中学校区を中心とした話し合いを実施しており、今年度は、特に不登校の実態についての情報交流を大切にしてきました。さらに、小・中学校で連携して取り組むことができることとして、お互いの授業参観や連絡会議を実施し、小学校からの情報を中学校で生かしながらかかわることを意識してきました。この取り組みが、さらに今後日常の情報交換・連携へとつながるよう取り組んでまいりたいと思います。

次に、学力調査の活用状況についてお答えをいたします。

本市全体で実施をしているのは、NRT（全国標準学力検査）です。これは、学力を全国水準と比較して把握できるもので、また、相対評価による中学校5段階、小学校3段階の評定も出るものです。

結果につきましては、個人票は、各教科の得点、全国平均との比較、教科内での領域別の学習の様子などが数値であらわされているだけでなく、よかったところや今後の学習のポイントなどが文章で表現されており、児童生徒や保護者にもわかりやすいものとなっております。参観日や個人面談などで本人や保護者にお渡しし、児童生徒の学習の様子について家庭と連携しながら取り組んでおります。

このほかに、学級担任用として、学級・学年全体の把握、教科別5段階分布、知能と学力の相関関係、領域別の結果や小問分析などがあります。特に小問分析では、誤答や無答の様子が見られるため、つまづきやすい問題を把握して、繰り返し練習が必要なものを授業で取り組んだり

指導法を改善したりするなどというふうに活用しております。

さらに、学級の傾向や個人ごとの事後指導の補充問題として使うアシストシートというものがあります。その活用の仕方について、昨年度、そして今年度と説明会を開き、教員への周知と活用を図っております。

これに加えて、その時々課題に応じた授業改善実践セミナーの開催、また、お互いの実践を交流し合う教育研究発表会、さらに教科ごとにテーマを決めて研修しております教科研究部会、県の教育センターの各種講座受講など、さまざまな研修を通して先生方の指導力の向上を目指しております。

最後に、学習や運動が苦手な子供への支援や対応についてお答えをいたします。

学習が苦手な子供へは、小さな目標を積み重ねるような形で課題を与え、「できた」「わかった」という達成感を味わわせることを大切にしています。また、1人で課題に向かう前に、みんなで解き方の見通しを話し合ったり、解き方に不安がある子供を集めてさらにヒントを与えたりしています。また、学習形態を工夫し、ペアやグループで教え合いながら学習を進めることも大切にしております。

さらに、ユニバーサルデザイン、これは、年齢あるいは障がい等の有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。最も身近な例としてはバリアフリーなどがこの例の最たるものだというふうに思います。このユニバーサルデザインの視点での授業づくりということで、得意な子供も苦手な子供も、誰にでもわかりやすい授業づくりを研究しております。また、特別に配慮が必要な子供については、支援員を学級に配置し、複数体制で指導に当たっております。

運動の苦手な子供にも個人に合った目標を設定し、頑張りカードなどを使いながら励まし、達

成感を味わわせております。また、低学年から体を使った遊びを推奨し、体を動かすことの楽しさを体感させ、運動意欲へとつなげていくようにしております。このような取り組みに加え、土日を中心に地域と連携した取り組みも大切にしていきたいと思っております。

次に、教育と文化のまちづくりの中の(3)社会教育・生涯学習の推進について、3点についてお答えをいたします。

初めに、現在、各地区で実施されている輝くわがまち創造事業を、どのように社会教育・生涯学習の推進につなげていくのかについてお答えをいたします。

輝くわがまち創造事業は、地域は住民の手によってよくしていくことが必要であり、各地域のコミュニティセンター単位ごとに魅力ある資源・特色を生かし、住民みずからが地域づくりに積極的に参加する事業を企画し実施していくことによって、改めて自分たちの地域を見つめ直すきっかけとなり、住民同士が協力をして活動に参加することで連帯感が生まれ、その結果として、継続的な地域づくりの風土を醸成していくことを目的として行うものです。

各地区においては、それぞれに事業を進める中で、今まで余り地域づくりに参加しておられなかった人たちが事業に参加をしたり、さらには、若い世代の参加によって新しい地域づくりの担い手が生まれつつあるといったお話もお聞きできるなど、まちづくりの人材発掘・育成、さらには地域内外の新たな交流が生まれるきっかけづくりや地域づくりのノウハウの蓄積が期待されております。

各地区コミュニティセンターは、平成18年度から指定管理制度を導入しており、これまでもみずからの発想により生まれ、管理運営委員会で検討された「地域の特色を活かした事業」や「それぞれの地域での課題解決に向けた事業」「地区民の交流を図る事業」などが実施されて

おります。そして、これらの事業を実施することによって各地区での生涯学習活動が促進され、その成果として、地域づくりやコミュニティーづくりに還元されてきていると考えております。

したがいまして、輝くわがまち創造事業の実施主体や団体が、さらにコミュニティセンターと良好な環境を築きながら地域づくりが推進できるよう協力していきたいと考えております。

この輝くわがまち創造事業につきましては、平成27年度で終了することとなっておりますが、この事業で培われた地域づくりへの新しいネットワークや人脈、機運など、数多くの貴重な成果を、社会教育・生涯学習の推進の観点からもしっかりと受け継ぎ、各地域の魅力ある資源・特色を生かし住民みずからが地域づくりに積極的に参加する事業について、教育委員会といたしましても今後ともコミュニティセンターを拠点として推進してまいりたいと考えております。

次に、人材育成についてお答えをいたします。

今日の社会情勢の変化等により、かつては各地区に存在しました青年団や婦人会のように、地域課題の解決を図りながら活動し、やがては地域のリーダーとして成長していくといった、地域に根差した社会教育団体組織が、現在ではなくなってきたという現状にあり、社会教育推進の大きな課題であると認識しております。

そこで、現在の社会教育においては、家庭教育、青少年教育の推進に最も力点を置きさまざまな事業を展開し、その中で人材育成についても継続して行うこととしております。

これらの具体的内容についてであります。青年の家事業においては、来年度、青少年を対象として、社会貢献アイドルAi-Girlsとともにボランティア活動や地域活動について学ぶ機会を提供することとしております。

中央公民館事業においては、母親・父親それぞれを対象とした家庭教育講座や女性の地域活動への参加を促す女性向け講座を実施いたします。

また、国・県の補助事業である「やまがた子育て講座」を全小中学校で、「幼児共育ふれあい広場」を9つの保育施設で開催し、保護者の家庭教育力向上を図ってまいります。

また、若者や女性がより地域のコミュニティセンターに足を運んでもらえるようコミュニティセンターのさまざまな魅力向上に向けて、職員等の資質向上を図るための研修会を実施しております。コミュニティセンター関係職員研修では、職員に加えて社会教育委員、公民館運営審議会委員、輝くわがまち創造事業を担う地域の方などを対象として、地域づくりや事業運営についての研修を行ってまいります。

そのほか、コミュニティ活動推進員連絡協議会の活動を重視し、資質向上と情報交換の場として情報交換会や研修会を開催することによって、地域活動の活性化を推進してまいります。

さらに、コミュニティセンター単位の地区で行われている育成会などの各種団体の活動を、コミュニティセンター職員等が支援することによって、地域の人材育成に資するものと考えております。

このように多様な事業を実施しながら、その技術や方法が蓄積できるよう、特に青少年や女性に関する人材育成を推進していきたいと考えております。

人材の育成やその掘り起こしは、地域づくりにおいても大変重要な課題であると認識しておりますので、今後ともそれぞれの年代ごとの活動や地域活動を生かしながら推進してまいります。

次に、コミュニティセンター事業への指導・助言と事業等のレベルアップに向けての活動についてお答えをいたします。

コミュニティセンター事業への指導・助言につきましては、年度当初に指定管理等に関する説明会を開催し、年次の事業目標や留意事項の説明を行うとともに、年度ごとの事業計画・報告の提出を受け、情報の共有化を図りながら実施

しているところであります。さらに、随時、指定管理者に対して巡回相談や要望等の聴取を行うとともに、前述のコミュニティセンター関係職員研修では、具体的な事業運営に役立つ研修を行うことで、事業企画運営力の向上を促しております。

また、中央公民館事業において、各地区のコミュニティセンターと合同で家庭教育事業を開催することによって、事業開催のノウハウを共有するとともに、創意工夫をしながら講座を開催することで企画運営力の向上に努めております。さらに、各地区において青少年育成市民会議や市民憲章推進協議会等のモデル地区としての指定や優良公民館表彰等を受けることによって、一層の研さんに対する意識の向上が図られております。

コミュニティセンター事業は、地域課題の解決や地域リーダーの発掘と育成に果たす役割が大変大きいと考えておりますので、今後とも適宜、指導・助言を行いながら、協働してレベルアップを図っていきたくと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、公共交通機関の充実についてお答えをさせていただきます。

山上地区における新たな公共交通システムに関する検討の状況についてであります。山上地区におきましては、地区民アンケートを実施するとともに、昨年の8月から6回、ワーキング委員会を立ち上げて検討を行ってまいりました。アンケートの結果を見ますと、自家用車を所有するためバスを使う必要がないという方の割合が多くを占める中で、特に高齢者層におきましては、自家用車を持たない、もしくは運転できないといった方が多く、また、バス停が遠いことなどにより不自由を感じていらっしゃる方が多いことから、高齢者の生活に対応した、なる

べく安価で、かつドア・ツー・ドアを実現するような公共交通システムの必要性について議論がなされてまいりました。

今後、ワーキング委員会で検討された内容について地域全体で合意を形成した後、市に対して報告をいただく予定となっておりますので、その具体的な内容につきましては、その報告を受けてからという格好になります。

本市といたしましては、報告を受け取った後に、関係する公共交通事業者等が参画をいたします地域公共交通会議で検討を行い、秋ごろの実証運行に向けて具体的な調整を行っていく予定にしております。なお、新システムの方向性をまとめるに当たりましては、改めて議会に御説明を申し上げたいというふうに思っております。

次に、交通空白地帯のあり方についてお答えをいたします。

いわゆる交通空白地帯ではありますが、単に公共交通機関がないというだけではなく、「誰が乗るか、どこに行くか」という公共交通に対する本質的な需要があるかどうかについて判断をしていくことが必要であるというふうに考えております。

「誰が乗るか」という視点につきましては、特に高齢者等のいわゆる交通弱者と言われる方々にとって日常的に移動する手だてを確保することは、切実な問題であるというふうに認識をしております。「どこに行くか」という点につきましては、中心市街地活性化に関する御質問の中でもありましたとおり、本市の中心部を目的地として設定することが基本的な考え方だというふうに考えております。

その対応手段としては、路線バスや乗り合いタクシー等の幾つかの選択肢があるわけですが、山上地区で予定をする実証運行等などの具体的な検証なども踏まえながら、それぞれの地域に最も合う、必要とされる公共交通システムを、交通空白地帯の解消に向けて順次導入拡

大を図りたいというふうに考えております。

周辺部と中心部のアクセスの充実にこれをもってつなげていきたいというふうに考えております。中心市街地活性化でいただきました質問に対しましても、ここであわせて答弁とさせていただきます。

続きまして、利用者の立場に立って、行政と民間交通事業者が公共交通に関する議論を行うべきではないかとの御質問であります。先ほど申し上げました市内交通事業者も入った地域公共交通会議を設置しながら、正式には協議を進めていくこととなります。

しかしながら、御指摘のとおり、利用者の立場に立って公共交通を考えていくことは非常に重要な視点でございます。今後とも既存の交通事業者の意見や要望に耳を傾けながら御協力をいただけるよう粘り強く協議を行いながら、よりよい地域公共交通の実現に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、安心して安全に暮らせるまちづくりのうち、生活困窮者の自立促進支援についてお答えいたします。

まず、本市における生活保護の現状についてであります。

山形県の「平成25年11月分 保護の実施状況」による本市の保護の実施状況は、被保護人員928人、世帯数713世帯、保護率1.05%となっております。世帯類型別では、「高齢者世帯」が44.4%を占め、保護世帯の約半分が高齢者となっております。次に、「傷病・障害者世帯」が30.8%、「母子世帯」が5.2%、そして、「その他の世帯」が19.6%となっております。平成21年ごろから、この「その他の世帯」の割合が大きく増加している状況です。

また、稼働世帯への就労支援につきましては、

就労支援員1名を委嘱し、ハローワークとの連携のもと、就労に結びつくよう対応を図っているとあります。

なお、全体の世帯数につきましては、平成24年度1月をピークに、変動はあるものの現在減少傾向で推移している状況であります。

保護率に関しましては、県下でも最も高い状況が平成20年4月から続いており、原因につきましては、特に平成20年の世界金融危機により本市の約4割を占める第2次産業が大きく影響を受けたこと、また、一旦生活保護に陥ると「保護からの脱却」が難しいこと、さらに人口の減少傾向も一因と考えているところであります。

このような状況にあることから、生活保護に至る前の新たな支援策として、平成26年度から、生活困窮者自立促進支援モデルに取り組んでまいりたいと考えております。この事業は、平成27年4月からは福祉事務所設置自治体での事業実施が義務づけられることとなりますが、ただいま申し上げましたような本市の状況から、モデル事業を活用して1年前倒しで実施しようとするものです。

事業の内容としましては、必須事業の自立相談支援モデル事業と任意事業の就労準備支援モデル事業に取り組んでまいりたいと考えております。

自立相談支援モデル事業は、就労の支援、その他の自立に関するさまざまな問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業となっております。

就労準備支援モデル事業は、雇用による就労が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業となっております。

以上により、いち早く生活困窮にある、またはおそれのある方に対し支援を実施してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、4項目めの行政組織の見直しについてお答えいたします。

まず、組織機構の見直しは、米沢市行財政改革大綱に掲げる重点施策であります。見直しに当たっては、先ほどの御指摘のとおり、4つの視点に立って作業を進めてきたところでございます。

ただし、社会情勢等が刻々と変化する中で、時代の要請や市民のニーズも変化し続けることから、行政課題の内容は複雑かつ多様化してきており、一つの部署だけではなかなか解決できない課題もあるということでございます。

そこで、このような課題に対応するためには、専門的な知識や解決手段を持った部署が連携し、いわゆるプロジェクトチーム形式により組織横断的に、また柔軟に課題解決に当たるべきものと考えております。

実際の取り組みにおいても、必要に応じて関係課によるプロジェクトチーム体制をつくりまして、幅広い視点に立ちながら情報交換し、共通認識を持って業務を推進しているところでございます。

また、全体の総合調整や連携を図る役割につきましては、個別の課題については、それぞれ関係する部署の中で中心となるべき部署が総合調整や進行管理をすることで、迅速な課題解決につながるものと考えております。

一方で、幅広い分野については、市全体として対応する場合、あるいは政策、施策面においては企画調整部総合政策課が、組織や事務分掌、これらにつきましては総務部総務課が、主として全体の総合調整や連携を図る役割を果たしているところでございます。

したがって、このほかに、御指摘の全体の総合調整や連携を図るための組織をつくることについては、現在のところ考えていないところでござ

ざいます。

次に、質の高い行政サービスを提供するためには、組織の見直しとあわせて、職員一人一人には、自己の使命を認識し主体的に考え行動するとともに、複雑化、多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応し、必要とされる行政サービスを見きわめる能力が求められているものであります。

そのために、本市では、階層ごとの基本研修の実施、それから日ごろからの仕事を通してのOJT、あわせて国内都市交流研修を推進しているところでございます。

国内都市交流研修につきましては、市民ニーズの変化に伴う新たな行政課題等に対応するため、職員みずから参加を希望した民間団体や各種専門機関、あるいは各種行政課題等への先進的な取り組みを行っている自治体等に職員を派遣しまして、知識取得や先進事例の調査・研究を通して課題解決に役立てることを目的としているものでございます。今年度は、現在まで12カ所、22名の派遣を行ったところでございます。

今後も、必要と考えられる研修や先進地視察については積極的に実施するとともに、研修内容につきましてもより効果的かつ実効性があるものとしていき、職員としての高い意識を持って市民に対して適切に対応できるよう、そういった職員を育成するよう努めてまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 高橋嘉門議員。

○3番（高橋嘉門議員） それでは、何点か質問させていただきます。

有機エレクトロニクスについての中で、1点は、マザー工場というか本市を研究とかの拠点にして、本格生産は、県内なら、まず県も力を入れているわけですからいいのですが、県外のところに行くという可能性について、本市の優位性をもってやっていくというようなことでしたが、

その辺、山大工学部さんとの、まず1点目は、定期的ないろいろな議論といたしますか、今後の事業化に向けた取り組みについての話し合い、そして、その米沢市の優位性というのは、山大工学部さんにどのように訴えるべきだみたいな、そういう議論はあるものかないのか、その辺ひとつお願いします。

○島軒純一議長 畠田産業部長。

○畠田美佐雄産業部長 ただいまの議員御指摘のとおり、現在本市は山大工学部とも話し合いをしておりますが、まず同レベルに立っております、重要な産業であるということで意思統一しながら、目下、有機エレクトロニクス産業関連について進めるべく話し合っているところでございます。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 今部長が述べたとおりですが、少し補足をさせていただきたいと思えます。

研究がある。そして、その研究を生かして、まず製品をつくる。当然マザー工場は研究所があるところというのは常識ですのでそれはいいとして、その後、製品化や大量に生産するときには、別の土地でいいかとなれば、研究に対して市がさまざまに税金を投入してきている。あるいは応用化するときも、やっぱり市が税金を投入しているというのがありますので、一番普通の言葉でいえばおいしいところ、成果の上がるところでよそのところというのは、非常に問題があるというふうに思っています。

ですから、そうなっていかないように、信頼関係を大学とするだけでなく、事業化しようとする企業とも信頼関係を太くして、やっぱりこの町でやっていかなくちやというふうに持っていくことが大事だと思います。当然、企業にとってもメリットというのが必要なわけですから、優位性というものは強調していかなくてはいけない。しかし、優位性だけでなく、そもそもこ

れは県とか市とか地元自治体が税金を投入しながらここまで育ててきたんだという、そこを踏まえて地元で大量生産が展開されるように信頼関係を太くしていく、いわゆる実現していくとか、そういうふうに持っていけるようにしていかななくてはいけないというふうに強く思っています。

○島軒純一議長 高橋嘉門議員。

○3番（高橋嘉門議員） それは当然私たちも思います。

ただ、例えば鶴岡のルネサスがソニーさんに移ったとか、そういう多分大企業の方々は、どこにそういう施設的な設備が整っているとか、そういうことも含めて採算性から含めて、あと国際価格の中で打ち勝っていくという認識ですから、当然米沢市がそういう訴えたり県が訴えることは大事なんですけど、ただ、私が思うには、山大工学部がそういう研究を進めてきたという一つの真理の中で、そういう企業とのつながりとかを確固たるものにしていかれるような何か行政としてのつながりとか、そこら辺を期待したいものだなというようなことを思います。

あと、では別なところで、「がってしない子ども」の中で、いじめについてですが、これについては、当然いろいろな事前に調査なり、また学校の先生方との連携の中で気づいていくという部分が必要かと思います。

しかしながら、私が思うに、いろいろ全国的なニュースを見ますと、学校からの報告がきちっと上がるという流れですか。現状がこうなんですよということを、やっぱり上がってくるというところを物すごく筋道というか、悪い言葉でいうと素直に上がってくるということがあれば問題はないと思うのですが、それがやっぱり学校の中でとどまっていて校長先生が対応するかという空気があるのいろいろな問題になっているのかなと思いますので、風通しというかその辺について努力されている面というか、そ

の辺あればお聞きしたいと思います。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 先ほど教育長が述べましたけれども、校長会と月に1回会議を持っておりまして、いろいろなことを情報交換をしております。そして、このいじめ問題だったりいろいろな学校のトラブルにつきましても、その都度報告が上がってくるような仕組みをつくっております。校長からはすぐ私のところに連絡が来るようになっております。

先ほどもありましたボトムアップというか、一緒になって問題を解決していくというそういう姿勢を校長会と共有しておりますので、そういった点では、風通しのいい状況で課題解決に今は当たっている状況でございます。

○島軒純一議長 高橋嘉門議員。

○3番（高橋嘉門議員） その学校間との信頼関係といいますかその辺を築きながら、ぜひ子供の目線を大事にしてやっていただきたいとします。

あと、社会教育と生涯学習については、大変丁寧に答えていただいて、あのとおり実践していただければ結構地域活動は大丈夫かなと思います。

それで、大事なことは、地域のコミセンを中心としたいろいろな推進員とかおられますが、そういう方々が多分どういう地域を目指していくかというあたりをもう少し議論する場というか、地域の中でそういう議論が何かかかわっている方々があることによって、例えば、青少年を今私たちの地域はこういうふうには育てていかなねとかいう課題に結びついていくのかなという気がしますので、その辺、コミセンにかかわる方々のそういった地域を見つめる機会といいますか、そういうところをつくっていくことも大事なかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

あと、5歳児健診の関係ですが、平成24年度の

実績報告で、早期相談巡回について予算を1,000万円ほどとっているのですが、不用額が800万円、使われたのは220万円で、それで3回の実施相談で相談者が7人、あと17園の相談件数が34件、これでやっぱり1,000万円くらい、お金の話じゃないのですが、当然相談者がいないとか受ける人がいないということですから、多分こちらからのアプローチというか、PRもアピールも少ないのではないかなという気がします。

それで、先日、幼稚園連合会との話し合いでは、やっぱりこれを個人的にどこかのカウンセラーとか医者に行くと、かなりの金額がかかったりするということがありました。そんなことを含めて、ぜひ一斉健診がなくても、やっぱりしなくてもある程度の方々が受診していくような体制をとっていくようなことで進めていくべきではないかなと思いますが、その裏側には、親御さんたちが自分の子供は障がいでないという、何かそうではないんだという思いがあったりするということもありましたので、ぜひ簡単なアンケートじゃないけれども調査みたいな中で、ちょっとこの子は相談を受けたほうがいいのかと、そういう気軽な気持ちで受けられるような何か体制づくりみたいなのが必要ではないかと思いますが、その辺はいかがですか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 簡単な調査というふうなお話でありますけれども、発達障がいそのものを判断すること自体が、やはり専門のドクターとかの判断でないとなかなか難しいというふうなお話でございます。

私も、先ほどのお答えの中で自閉症のスクリーニングの尺度というふうなことは申し上げたのですが、こういったものが果たしてどの程度確立されているのかというところも様子を見なければならぬし、やっぱり最終的な発達相談というところでは、一番最後はドクターの判断となるわけなんですけれども、やはりそこ

に持っていったお一人の方を最終判断、診断つけるまでの時間が、通常の風邪とかそういった病気というよりは相当時間がかかる分野だというふうにお伺いしております。

ですから、今議員御指摘のような簡単な調査というふうな手法があれば、私どももこういったものを取り入れてかかりたいのですけれども、現状ではなかなか慎重な判断を要するという分野なものですから、お問い合わせにもあったような年間ちょっと少ないような人数の相談という形で今推移しているような状況です。

○島軒純一議長 高橋嘉門議員。

○3番(高橋嘉門議員) ぜひ気軽に受けられる空気といいますか体制というか、そういったものを工夫していただければと思います。

あと、時間がないので、公共交通の関係で、空白地域について、部長から、その空白地域の本質的な問題ということで、誰が乗ってどこに行くのかという話がありましたが、そんなことはみんなわかっているんじゃないかなと私は思うのですが、ある意味、乗る人は当然車の運転ができない人です。あと、その地域の中で例えば誰かに頼って移動しなければならないという人の関係とか。そういうことを考えますと、当然空白と言われる公共交通がないところは、タクシーとかそういうお金をかけて移動するしかないということを考えれば、ある意味、簡単にそういうことが認識されながら、では、そういう方々の足の確保をどうするかというところに行かないと、前に進めないのかなと思いますので。

これは、手前みそで申しわけありませんが、広幡地区から要望書も出ていると思います。市長に対して出しました、去年、おとしだか。そんなことを含めて、要望が出ているという声もあるということを考えれば、当然何らかの手だてとして、例えば行政全てでなくても、ある程度の負担がかかっても必要であるというようなこともありますので、そういう地域に入ってい

って話を聞きながら課題を解決していくという
そういう姿勢を見せていただきたいなと思いま
す。

そんなことで要望して終わります。以上です。

○島軒純一議長 以上で明誠会代表、3番高橋嘉門
議員の代表質問を終了いたします。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上で本日の日程は終了いたしま
した。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後 4時10分 散 会